



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第92号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第67号）

1 規則の概要

(1) 知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 海岸法に基づく次の権限

- (ア) 占用料及び土石採取料を納付しない者に対して督促を行うこと。
- (イ) 延滞金を徴収すること。

イ 河川法に基づく次の権限

- (ア) 流水占用料等を納付しない者に対して督促を行うこと。
- (イ) 延滞金を徴収すること。

ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく次の権限

- (ア) 薬局等の名称等の変更の届出の受理
- (イ) 薬局製造販売医薬品の製造販売業の休廃止等の届出の受理
- (ウ) 薬局製造販売医薬品の製造業の休廃止等の届出の受理

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく次の権限

- (ア) 5類感染症の患者に係る指定を受けた病院等からの検体又は病原体の受理、検査の実施及び検査結果等の報告
- (イ) 1類感染症等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する検体の提出又は採取の勧告、検体の採取、書面による通知、書面の交付、検査の実施及び検査結果等の報告
- (ウ) (イ)の検体から分離された病原体を所持している者等に対する検体又は病原体の提出の命令、検体又は病原体の除去、検査の実施及び検査結果等の報告
- (エ) 1類感染症等を人に感染させるおそれがある動物等の所有者等に対する検体の提出又は採取の命令、検体の採取、検査の実施及び検査結果等の報告
- (オ) 新感染症の所見がある者等に対する検体の提出又は採取の勧告、検体の採取、検査の実施及び検査結果等の報告
- (カ) 新感染症を1類感染症とみなしての措置（(ウ)又は(エ)に規定する検査の実施又は検査結果等の報告を除く。）の全部又は一部の実施

オ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく次の権限

児童福祉司等からの意見の聴取

カ 里親が行う養育に関する最低基準に基づく次の権限

委託児童の心身の状況等に関する報告を受理すること。

(2) その他規定の整備

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規**則**

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別表」の次に「の委任する事務欄」を、「それぞれ」の次に「同表の行政機関欄に掲げる」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

行政機関	根拠法令等	委任する事務
支庁	1 島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）	(1) 第14条第1項の規定による適合証交付請求書の受理 (2) 第14条第2項の規定による適合証の交付 (3) 第17条の規定による新築等の届出の受理 (4) 第18条の規定による指導及び助言 (5) 第19条第2項の規定による立入調査
	2 土地改良法（昭和24年法律第195号）	(1) 第89条の2第2項において準用する第52条第5項前段の規定による会議の招集 (2) 第89条の2第6項の規定による一時利用地の指定並びに従前の土地に係る使用及び収益の停止 (3) 第89条の2第9項の規定による換地処分のお知らせ (4) 第113条の3第1項又は第2項の規定による管轄登記所への届出 (5) 第132条第1項の規定による報告の徴収
	3 島根県土地改良財産の処分に関する条例（昭和37年島根県条例第5号）	(1) 第5条の規定により、同条第2号及び第3号に掲げる場合について承認すること。
	4 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）	(1) 第16条第1項の規定により、地すべり防止区域に関する調査等のため他人の占有する土地等に立ち入り、又は一時使用すること。 (2) 第16条第2項において準用する第6条第2項又は第6項の規定により、土地の占有者等への土地の立入り又は一時使用の通知等を行うこと。 (3) 第18条第1項の規定により、地すべり防止区域内における行為を許可すること。 (4) 第20条第2項の規定により、地すべり防止区域内における行為の協議を受けること。 (5) 第21条第1項の規定により、許可の取消し等必要な処分を命ずること。 (6) 第22条第1項の規定により、地すべり防止施設に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を行うこと。 (7) 第23条第1項又は第2項の規定により、地すべり防止施設の改良等必要な措置を命ずること。 (8) 第25条の規定により、危険切迫時に居住者に対し立退きを指示し、及び管轄警察署長へ通知すること。
	5 海岸法（昭和31年法律第101号）	(1) 第7条第1項の規定により、海岸保全区域の占用を許可（許可期間の更新の許可を含む。第11号において同じ。）すること。 (2) 第8条第1項の規定により、同項各号に掲げる行為を許可すること。 (3) 第10条第2項（第37条の8において準用する場合を含む。）及び第13条第2項の規定により、国等からの協議を受けること。

	<p>(4) 第12条第1項又は第2項の規定により、第1号及び第2号の許可の取消し等の監督処分をすること。</p> <p>(5) 第13条第1項の規定により、工事の設計及び実施計画について承認すること。</p> <p>(6) 第15条の規定により、兼用工作物（道路を兼ねる堤防に限る。第10号において同じ。）の工事等について協議すること。</p> <p>(7) 第16条第1項の規定により、工事原因者に工事の施行等をさせること。</p> <p>(8) 第18条第1項、第2項又は第5項の規定（第37条の8において準用する場合を含む。）により、海岸保全区域に関する調査等のための他人の占有する土地等への立入り又は他人の土地の一時使用の通知等をする事。</p> <p>(9) 第20条第1項の規定により、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告等を求め、又は当該海岸保全施設の立入検査を命ずること。</p> <p>(10) 第30条の規定により、兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。</p> <p>(11) 第35条第1項の規定により、第11条の規定に基づく占用料及び土石採取料を納付しない者に対して督促を行うこと。</p> <p>(12) 第35条第3項の規定により、延滞金を徴収すること。</p> <p>(13) 第37条の4の規定により、一般公共海岸区域の占用の許可を行うこと。</p> <p>(14) 第37条の5の規定により、同条各号に掲げる行為を許可すること。</p> <p>(15) 第37条の8において準用する第12条第1項又は第2項の規定により、前2号の許可の取消し等の監督処分をすること。</p> <p>(16) 第38条の2第1項の規定により、第1号、第2号、第11号及び第12号の許可並びに第5号の承認に条件を付すること。</p>
6 島根県海岸占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第27号）	<p>(1) 第3条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。</p>
7 海岸保全区域の占用等に関する規則（昭和34年島根県規則第10号）	<p>(1) 第5条の規定により、海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用又は行為の許可を受けた者に対し、許可事項の変更について許可すること。</p> <p>(2) 第6条の規定により、占用者の氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。</p> <p>(3) 第7条の規定により、工事の着手、しゅん工等の届出を受理すること。</p>
8 森林法（昭和26年法律第249号）	<p>(1) 第34条第8項の規定による立木を伐採した旨の届出の受理</p> <p>(2) 第34条第9項の規定による届出の受理</p> <p>(3) 第34条第10項の規定による伐採した立木の属する市町村長への通知</p> <p>(4) 第34条の2第1項の規定による届出の受理</p> <p>(5) 第34条の2第4項（第34条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長への通知</p> <p>(6) 第34条の3第1項の規定による届出の受理</p>
9 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）	<p>(1) 第22条の8第2項の規定による届出の受理</p>
10 漁業法（昭和24年法律第267号）	<p>(1) 第35条の規定による休業の届出の受理</p>

11 島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）	(1) 第52条の規定による漁場又は漁具の標識の設置に係る届出の受理
12 島根県内水面漁業調整規則（昭和39年島根県規則第72号）	(1) 第66条の規定による漁場又は漁具の標識の設置に係る届出の受理
13 国有財産法（昭和23年法律第73号）	<p>(1) 第8条第2項の規定により、農林水産省及び国土交通省所管の国有財産（以下この項において「国有財産」という。）のうち普通財産を管理すること。</p> <p>(2) 第31条の2第1項の規定による国有財産の調査又は測量を行うための他人の占有する土地への立入り</p> <p>(3) 第31条の2第2項の規定による他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においてあらかじめ行う当該土地の占有者への通知</p> <p>(4) 第31条の3第1項の規定による国有財産の隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して行う境界を確定するための協議</p> <p>(5) 第31条の3第3項の規定による確定された境界に係る書面の作成</p> <p>(6) 第31条の4第1項の規定による国有財産の隣接地の所有者が立会いに応じない場合において、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会いを求めて行う境界を定めるための調査</p>
14 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）	<p>(1) 第37条第1項の規定により、漁港施設の形質等の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分を申請をし、又は許可すること。</p> <p>(2) 第39条第1項の規定により、漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設等、土砂の採取、土地の掘削等、汚水の放流等又は水面等の一部の占有を許可すること。</p> <p>(3) 第39条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(4) 第39条第4項の規定により、同条第1項の規定による行為の協議をし、又は国等からの協議を受けること。</p>
15 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則（昭和48年島根県規則第32号）	<p>(1) 第3条の規定により、漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設に係る工事着手届を受理すること。</p> <p>(2) 第4条の規定により、許可又は認可に係る行為の中止等の届出を受理すること。</p> <p>(3) 第5条の規定により、改氏名等の届出を受理すること。</p>
16 島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）	<p>(1) 第3条第2項の規定により、甲種漁港施設を滅失等した者に対し、原状回復等の指示をすること。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定により、工作物の新築等、土砂の採取又は土地の掘削の承認をすること。</p> <p>(3) 第5条の規定により、港内に停係泊をする船舟に対して移動を命ずること。</p> <p>(4) 第7条第1項の規定により、危険物等を積載した船舟の停係泊の場所を指示すること。</p> <p>(5) 第7条第2項の規定により、危険物等の荷役の許可をすること。</p> <p>(6) 第8条の規定により、漁港の区域内の水域又は甲種漁港施設内の放置物件の除去命令をすること。</p>

	<p>(7) 第10条第2項の規定により、陸揚又は船積を行う場所等を指示すること。</p> <p>(8) 第10条第3項ただし書の規定により、陸揚又は船積が終わった船舟が指定区域外に移動しないことを許可すること。</p> <p>(9) 第11条の規定により、甲種漁港施設の利用の届出を受理すること。</p> <p>(10) 第12条第1項の規定により、甲種漁港施設の占用又は当該施設に定着する工作物の新築等を許可すること。</p> <p>(11) 第12条第2項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(12) 第13条第1項の規定により、占用料を徴収すること。</p> <p>(13) 第13条第4項（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、占用料を減免すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(14) 第13条第5項ただし書（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、占用料を返還すること。</p> <p>(15) 第14条第1項の規定により、土砂採取料等を徴収すること。</p> <p>(16) 第15条第1項の規定により、入出港届を受理すること。</p> <p>(17) 第15条第2項の規定により、漁港入出港状況の報告を受けること。</p>
17 島根県漁港管理条例施行規則（昭和34年島根県規則第40号）	(1) 第10条の規定により、占用等の廃止届等を受理すること。
18 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）	(1) 第43条第1項の規定により、立入検査をすること。
19 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）	(1) 第15条第2項、第17条の2第1項及び第18条第4項に規定する証明（所管事業に係るものに限る。）
20 島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第26号）	(1) 第4条の規定により、占用料等の全部又は一部を減免すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。
21 島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則（昭和39年島根県規則第27号）	<p>(1) 第3条の規定により、法定外公共用財産の使用及び収益（国土交通大臣の承認を要するものを除く。）の許可をすること。</p> <p>(2) 第6条の規定により、法定外公共用財産の占用期間の更新を許可すること。</p> <p>(3) 第7条の規定により、第3条又は第6条の許可事項の変更を許可すること。</p> <p>(4) 第8条第1項ただし書又は第2項の規定により、第3条又は第6条の許可に係る権利の譲渡等又は許可を受けた者の地位の承継を許可すること。</p> <p>(5) 第9条の規定により、第3条、第6条、第7条又は第8条第1項の規定により許可を受けた行為の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(6) 第10条の規定により、許可の取消し等をし、又は行為の中止等の措置を命ぜること（支庁長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(7) 第11条第2項の規定により、法定外公共用財産の原状回復等について指示すること。</p>
22 道路法（昭和27年法律第	(1) 第20条第1項の規定により、兼用工作物（堤防に限る。第22号において同

180号)	<p>じ。)の管理について協議すること。</p> <p>(2) 第22条第1項の規定により、道路を損傷し、又は汚損した行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該行為者に施行させること。</p> <p>(3) 第22条の2の規定により、維持修繕協定を締結すること。</p> <p>(4) 第24条の規定により、次に掲げる道路に関する工事の設計及び実施計画について承認すること。</p> <p>ア 地下埋設管の類を設ける場合</p> <p>イ 法面を埋め立てる場合</p> <p>ウ 法面を切り取る場合</p> <p>エ 通路を設ける場合</p> <p>オ 道路に他の道路を交差させ、又は接続させる場合</p> <p>(5) 第32条第1項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次に掲げる場合の道路の占有を許可すること。</p> <p>ア 道路に次に掲げる工作物、物件又は施設を設ける場合</p> <p>(7) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物</p> <p>(イ) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件（外径が25センチメートル以上で道路の上空に設置するもの及び圧力が20キログラム毎平方センチメートル以上の高圧ガス管を除く。）</p> <p>(ロ) 索道及びその保安施設</p> <p>(ハ) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設</p> <p>(ニ) 通路、浄化槽その他これらに類する施設（地下街及び地下室を除く。）</p> <p>(ホ) 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>(ヘ) 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ</p> <p>(ニ) 太陽光発電設備及び風力発電設備</p> <p>(ケ) 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設</p> <p>(コ) 工事前板囲、足場、詰所その他の工事用施設</p> <p>(カ) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料</p> <p>(ク) 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>(ク) トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設</p> <p>(セ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの</p> <p>(ク) 道路の区域内の地面に設ける自転車、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する原動機付自転車又は小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要</p>
-------	---

- な車輪止めその他の器具
- イ アに掲げる場合以外の場合
- (7) 占用の期間が1月に満たないとき。
- (4) 島根県道路管理規則（昭和53年島根県規則第10号）第5条第2項の規定により、道路の占用の許可を更新するものであるとき。
- (6) 第32条第3項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、許可事項の変更の許可をすること（前号に掲げる場合以外のものにあつては、軽易な変更に限る。）。
- (7) 第32条第5項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、道路の占用の許可について管轄警察署長に協議すること。
- (8) 第34条（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、第32条第1項及び第3項の許可に必要な条件を付すること（支庁長の権限に属するものに限る。第32号において同じ。）。
- (9) 第35条（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、第5号及び第6号に規定する場合において国等の行う道路の占有についての協議を受けること。
- (10) 第40条第2項の規定により、道路占有者に対して、道路の原状の回復又は道路を原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすること。
- (11) 第43条の2の規定により、車両を運転している者に対し、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずること。
- (12) 第44条の2第1項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、違法放置物件を除去すること。
- (13) 第44条の2第2項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、違法放置物件を保管すること。
- (14) 第44条の2第3項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、違法放置物件の返還のための公示を行うこと。
- (15) 第44条の2第4項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、違法放置物件を売却し、売却代金を保管すること。
- (16) 第44条の2第5項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、違法放置物件を廃棄すること。
- (17) 第46条第1項の規定により、道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- (18) 第47条第3項の規定により、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、安全であると認められる限度を超える車両の通行を禁止し、又は制限すること。
- (19) 第47条の2第1項の規定により、第47条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両の通行を許可すること。
- (20) 第47条の4第1項の規定により、車両の通行の中止等に関する措置を命ずること。
- (21) 第47条の5の規定により、道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に、道路標識を設置すること。
- (22) 第55条第1項の規定により、兼用工作物の管理に関する費用の負担につい

		<p>て協議すること。</p> <p>(23) 第58条第1項の規定により、道路を損傷し、又は汚損した行為を行った者に対して道路に関する工事又は道路の維持の費用を負担させること。</p> <p>(24) 第67条の2第1項の規定により、車両を移動すること。</p> <p>(25) 第67条の2第2項の規定により、管轄警察署長の意見を聴くこと。</p> <p>(26) 第67条の2第3項の規定により、車両を保管すること。</p> <p>(27) 第67条の2第4項の規定により、車両を返還するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(28) 第67条の2第5項の規定により、車両を移動すること。</p> <p>(29) 第71条第1項又は第2項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更すること（支庁長の権限に属するものに限る。）又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除去若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずること。</p> <p>(30) 第73条第1項の規定により、負担金等を納付しない者に対して督促を行うこと。</p> <p>(31) 第73条第3項の規定により、負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収すること。</p> <p>(32) 第87条第1項の規定により、第4号及び第5号に掲げる場合の承認又は許可に必要な条件を付すること。</p> <p>(33) 第95条の2第1項の規定により、道路に区画線を設け、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、若しくは道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築を行おうとするときに公安委員会の意見を聴き、並びに道路の通行の禁止又は制限の内容及び理由を通知すること。</p> <p>(34) 第95条の2第2項の規定により、第45条第1項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第46条第1項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときに公安委員会に協議すること。</p>
23	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	<p>(1) 第76条の6第1項の規定により、管理する道路について区間を指定すること。</p> <p>(2) 第76条の6第1項の規定により、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>(3) 第76条の6第2項の規定により、指定道路区間を周知させる措置をとること。</p> <p>(4) 第76条の6第3項の規定により、道路管理者が自ら同条第1項の規定による措置をとること。</p> <p>(5) 第76条の6第4項の規定により、必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。</p> <p>(6) 第76条の7の規定により、市町村道の道路管理者に対し、第76条の6第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規</p>

	定による措置をとるべきことを指示すること。
24 災害対策基本法施行令 (昭和37年政令第288号)	(1) 第33条の3第1項の規定により、公安委員会に通知すること。
25 島根県道路占用料徴収条例 (昭和28年島根県条例第18号)	(1) 第3条第1項の規定により、占用料の減免をすること（支庁長の権限に属するものに限る。）。 (2) 第5条第1項ただし書の規定により、占用料を還付すること。
26 島根県道路管理規則	(1) 第2条第2項の規定により、道路工事の変更の承認をすること（支庁長の権限に属するもの及び軽易な変更に係るものに限る。）。 (2) 第3条第1項又は第8条第1項（第14条において準用する場合を含む。）の規定により、承認（占用）工事着手届を受理し、必要な指示を与えること。 (3) 第3条第2項又は第8条第2項（第14条において準用する場合を含む。）の規定により、承認（占用）工事完了届を受理し、検査を行うこと。 (4) 第4条又は第9条（第14条において準用する場合を含む。）の規定により、道路工事承認（道路占用許可）標識の表示を指示すること。 (5) 第5条第3項（第14条において準用する場合を含む。）の規定により、道路占用工事計画書を受受理すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。 (6) 第7条の規定により、道路占用料還付申請書を受受理すること。 (7) 第11条（第14条において準用する場合を含む。）の規定により、道路の占用の権利譲渡を承認すること。 (8) 第12条第1項（第14条において準用する場合を含む。）の規定により、道路占用廃止届を受受理すること。 (9) 第12条第2項（第14条において準用する場合を含む。）の規定により、道路原状回復届を受受理し、検査を行うこと。 (10) 第13条第1項（第14条において準用する場合を含む。）の規定により、変更届及び道路維持届を受受理すること。
27 道路交通法（昭和35年法律第105号）	(1) 第79条の規定により、所轄警察署長の行う道路の使用許可に関して協議を受けること。 (2) 第80条第1項の規定により、道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行おうとするときに所轄警察署長に協議すること。 (3) 第110条の2第3項の規定により、道路標識等による交通規制について公安委員会に対し意見を述べ、及び交通の規制に係る事項の通知を受けること。
28 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）	(1) 第3条第2項の規定により、あらかじめ意見を聴くこと。 (2) 第5条第2項の規定により、電線共同溝の占用の許可を申請した者の意見を聴くこと。 (3) 第10条の規定により、占用予定者に電線共同溝の占用の許可をすること。 (4) 第11条第1項の規定により、占用予定者であった者以外の者に電線共同溝の占用の許可をすること。 (5) 第12条第1項の規定により、電線共同溝の占有に係る変更の許可をすること。 (6) 第15条第1項の規定により、電線共同溝の占有に係る権利の譲渡について承認すること。

		<p>(7) 第16条第2項の規定により、工事の中止又は電線の構造等の基準の遵守について必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(8) 第17条第1項の規定により、電線の改造、移転又は除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(9) 第18条の規定により、電線共同溝を占用する者の意見を聴くこと。</p> <p>(10) 第20条第2項の規定により、原状回復について必要な指示をすること。</p> <p>(11) 第21条の規定により、国の行う電線共同溝の占用又は占用に係る権利の譲渡について協議を受けること。</p> <p>(12) 第25条において準用する道路法第73条の規定による第7条第1項（第8条第3項において準用する場合を含む。）、第13条第1項又は第19条の規定に基づく負担金を徴収すること。</p> <p>(13) 第26条の規定により、占用の許可若しくは承認を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は占用予定者の地位を取り消すこと。</p>
29 河川法（昭和39年法律第167号）		<p>(1) 第16条の3第1項の規定により、市町村長の行う河川工事等について協議を受けること。</p> <p>(2) 第17条第1項の規定により、兼用工作物（道路を兼ねる堤防に限る。第23号において同じ。）の工事等について協議すること。</p> <p>(3) 第18条の規定により、工事原因者に工事の施行等を行わせること。</p> <p>(4) 第20条の規定により、河川管理者以外の者の行う河川工事等について承認すること（国土交通大臣の認可又は承認を要するもの、流水占用の許可又は登録を伴うもの及びダムに係るものを除く。第6号から第9号まで及び第16号から第19号までにおいて同じ。）。</p> <p>(5) 第22条第1項又は第2項の規定により、洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において緊急措置をとること。</p> <p>(6) 第24条の規定により、土地の占用を許可すること（許可期間の更新を許可することを含む。）。</p> <p>(7) 第25条の規定により、土石等の採取を許可すること。</p> <p>(8) 第26条第1項の規定により、工作物の新築等を許可すること。</p> <p>(9) 第27条第1項の規定により、土地の掘削等を許可すること。</p> <p>(10) 第30条第1項又は第2項の規定により、工作物（ダムを除く。）の工事の完成検査をし、又は工事の完成前における当該工作物の一部使用を承認すること。</p> <p>(11) 第31条第1項の規定により、第26条第1項の許可に係る工作物（流水の占用を伴うものを除く。次号において同じ。）の用途廃止の届出を受理すること。</p> <p>(12) 第31条第2項の規定により、第26条第1項の許可に係る工作物の除去等を命ずること。</p> <p>(13) 第33条第3項（第55条第2項、第57条第3項、第58条の4第2項及び第58条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により、第24条から第27条までの許可を受けた者の一般承継人からその地位を承継した旨の届出を受理すること（支庁長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）。</p> <p>(14) 第34条第1項の規定により、第24条及び第25条の許可に基づく権利の譲渡</p>

		<p>を承認すること。</p> <p>(15) 第37条の2の規定により、第6号、第8号及び前号に係る事項について、水防管理団体又は水防協力団体からの協議を受けること。</p> <p>(16) 第55条第1項の規定により、河川保全区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。</p> <p>(17) 第57条第1項の規定により、河川予定地における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。</p> <p>(18) 第58条の4第1項の規定により、河川保全立体区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。</p> <p>(19) 第58条の6第1項の規定により、河川予定立体区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。</p> <p>(20) 第58条の8第1項及び第3項の規定により、河川協力団体を指定し、団体の名称等の変更届を受理すること。</p> <p>(21) 第58条の10第1項から第3項までの規定により、河川協力団体から河川管理上必要な報告を徴し、必要な措置を講ずべきことを命じ、命令に違反したときは指定を取り消すこと。</p> <p>(22) 第58条の12の規定により、第4号、第6号から第9号まで及び第14号に係る事項について、河川協力団体からの協議を受けること。</p> <p>(23) 第66条の規定により、兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。</p> <p>(24) 第74条第1項の規定により、流水占用料等を納付しない者に対して督促を行うこと。</p> <p>(25) 第74条第5項の規定により、延滞金を徴収すること。</p> <p>(26) 第75条第1項又は第2項の規定により、第4号、第10号及び第14号の承認並びに第6号から第9号まで及び第16号から第19号までの許可の取消し等の監督処分をすること。</p> <p>(27) 第78条第1項の規定により、許可又は承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又は職員に工事その他の行為に係る場所に立ち入らせ、工事その他の行為の状況等を検査させること（緊急を要する場合に限る。）。</p> <p>(28) 第89条第1項から第3項まで及び第6項の規定により、調査、工事等のための立入り等を行うこと。</p> <p>(29) 第90条第1項の規定により、第4号、第6号から第10号まで、第14号及び第16号から第19号までの承認若しくは許可又は次号の回答に必要な条件を付すること。</p> <p>(30) 第95条の規定により、第4号、第6号から第10号まで、第14号及び第16号から第19号までに係る事項について国からの協議を受けること。</p> <p>(31) 第99条第1項の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を地方公共団体等に委託すること。</p> <p>(32) 第99条第2項の規定により、第4号、第6号から第9号まで及び第14号に係る事項について地方公共団体等からの協議を受けること。</p>
30	河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭	(1) 第2条の規定により、工作物の管理者に附帯工事の施行の通知をすること。

和40年建設省令第20号)	<p>(2) 第4条第1項の規定により、附帯工事の施行に関する計画を定め、これを工作物の管理者に通知すること。</p> <p>(3) 第4条第3項の規定により、附帯工事に要する費用の負担について工作物の管理者と協定を結ぶこと。</p> <p>(4) 第8条の規定により、工作物の引継ぎをすること。</p>
31 島根県流水占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第28号）	<p>(1) 第2条各項の規定により、流水占用料等を徴収すること（発電のための流水の占用に係るものを除く。以下この項において同じ。）。</p> <p>(2) 第3条第2項の規定により、流水占用料等の全部又は一部を免除すること。</p> <p>(3) 第4条ただし書の規定により、流水占用料等の全部又は一部を還付すること。</p>
32 砂利採取法（昭和43年法律第74号）	<p>(1) 第16条の規定により、砂利採取計画を認可すること（第43条の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第20条第1項の規定により、第16条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。</p> <p>(3) 第20条第2項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの当該認可に係る採取計画について第20条第1項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。</p> <p>(4) 第20条第3項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの第18条第1項第1号の事項又は同条第2項の書類に変更があった旨の届出を受けすること。</p> <p>(5) 第22条の規定により、第16条の認可に係る採取計画に基づいて行われている砂利の採取が第19条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認める場合においては当該認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。</p> <p>(6) 第23条第1項の規定により、砂利採取業者に対し砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずること。</p> <p>(7) 第23条第2項の規定により、第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者又は第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(8) 第24条の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの砂利の採取を廃止した旨の届出を受理すること。</p> <p>(9) 第26条の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずること。</p> <p>(10) 第31条第1項の規定により、第1号及び第2号の認可に条件を付すること。</p> <p>(11) 第33条の規定により、砂利採取業者に対し、その業務に関し報告をさせること。</p> <p>(12) 第34条第2項又は第3項の規定により、職員に、砂利の採取を業として行</p>

		<p>う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は質問させること。</p> <p>(13) 第36条第3項の規定により、認可の申請等のあった旨及び認可等の処分をした旨を関係市町村長へ通報すること。</p> <p>(14) 第37条第2項の規定により、市町村長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置をすること。</p> <p>(15) 第38条第1項の規定により、第26条の規定による命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。</p>
33 採石法（昭和25年法律第291号）		<p>(1) 第33条の規定により、採取計画を認可すること（第42条の2の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第33条の5第1項の規定により、第33条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。</p> <p>(3) 第33条の5第2項の規定により、第33条の認可を受けた採石業者からの当該認可に係る採取計画について第33条の5第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。</p> <p>(4) 第33条の5第4項の規定により、第33条の認可を受けた採石業者からの第33条の3第1項第1号又は第2号の事項に変更があった旨の届出を受理すること。</p> <p>(5) 第33条の6の規定により、第33条の認可又は第33条の5第1項の規定による変更の認可に係る処分をする場合に、関係市町村長の意見を聴くとともに、これらの処分をしたときに、その旨を当該関係市町村長に通報すること。</p> <p>(6) 第33条の7の規定により、第33条の認可又は第33条の5第1項の規定による変更の認可に条件を付すること。</p> <p>(7) 第33条の9の規定により、第33条の認可に係る採取計画に基づいて行われている岩石の採取が第33条の4に規定する要件に該当することになると認められる場合は、当該認可を受けた採石業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。</p> <p>(8) 第33条の10の規定により、第33条の認可を受けた採石業者からの岩石の採取を引き続き6月以上休止しようとする旨又は当該岩石の採取を廃止した旨の届出を受理すること。</p> <p>(9) 第33条の12の規定により、第33条の認可を受けた採石業者に対し、当該認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずること。</p> <p>(10) 第33条の13第1項の規定により、採石業者に対し岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずること。</p> <p>(11) 第33条の13第2項の規定により、第32条の規定に違反して採石業を行った者又は第33条若しくは第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行った者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(12) 第33条の14第2項の規定により、市町村長からの災害防止に関する要請に</p>

		<p>基づき必要な調査及び措置をすること。</p> <p>(13) 第33条の17の規定により、岩石採取場において岩石の採取を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずること。</p> <p>(14) 第34条の4第1項の規定により、第33条の12の規定による命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。</p> <p>(15) 第42条第1項の規定により、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又は職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させること。</p>
34	採石業の適正な実施の確保に関する条例（平成18年島根県条例第25号）	<p>(1) 第2条第4号の規定により、表土等のたい積を行う場所その他採取に付随する場所として認めること。</p> <p>(2) 第4条第2項の規定により、被保証人である採石業者が採取跡の措置を行うことが困難であると認めること。</p> <p>(3) 第6条第2項第3号の規定により、保証人が採取跡の措置を完了した旨の届出を受理すること。</p> <p>(4) 第8条第2項の規定により、認可の期間を変更すること。</p> <p>(5) 第9条の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者を立ち合わせて、岩石採取場又は採取跡を調査すること。</p> <p>(6) 第10条第2項の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者が新たな保証人を立てた場合に、その旨の届出を受理すること。</p> <p>(7) 第10条第3項の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者が新たな保証人を立てることができない場合に、その旨の届出を受理すること。</p> <p>(8) 第11条第1項の規定により、前年における岩石の採取の状況の報告を受けすること。</p> <p>(9) 第11条第2項の規定により、事故が発生した旨の報告を受けすること。</p> <p>(10) 第12条第2項の規定により、採取跡の状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、採取跡の措置が認可採取計画に定められた措置に適合していることの確認を行うこと。</p> <p>(11) 第13条の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>(12) 第14条第1項の規定により、採石業者から岩石の採取の状況等に関し報告をさせ、又は職員に採石業者に係る岩石採取場等に立ち入り、岩石の採取の状況等を検査させること。</p>
35	採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第12号）	<p>(1) 第3条の規定により、保証人が計画を定めて行う措置を認めること。</p> <p>(2) 第13条第2項の規定により、書類を省略することを認めること。</p> <p>(3) 第14条第1項の規定により、期間を定めること。</p> <p>(4) 第14条第2項の規定により、法令等を遵守し、現場管理が優秀であると認め、認可の期間を定めること。</p> <p>(5) 第14条第3項の規定により、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であると認め、認可の期間を定めること。</p> <p>(6) 第14条第4項の規定により、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であり、かつ、採取跡の措置を適正に行った実績があると認め、認可の期間を定めること。</p> <p>(7) 第14条第5項又は第6項の規定により、認可の期間を変更し、同条第7項</p>

	<p>の規定により、その旨を通知すること。</p> <p>(8) 第15条第3項の規定により、認可の期間を変更する旨を通知すること。</p> <p>(9) 第17条第2項の規定により、採取跡の措置が完了したとき、届出を受理し、確認を行うこと。</p> <p>(10) 第17条第3項の規定により、採取跡の措置が認可採取計画に定められた措置に適合しないと認めること。</p>
36 港湾法（昭和25年法律第218号）	<p>(1) 第34条において準用する第12条第1項第5号の規定により、係留施設を利用する船舶に対し必要な規制を行うこと。</p> <p>(2) 第34条において準用する第12条第1項第5号の2の規定により、出入港船舶から届出を受理すること。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定により、港湾区域等の区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為（第46条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に該当するものを除く。）を許可すること。</p> <p>(4) 第37条第3項の規定により、国等からの協議を受けること（支庁長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(5) 第38条の2第1項の規定により、臨港地区内において同項各号に掲げる行為について届出を受理すること。</p> <p>(6) 第38条の2第4項の規定により、届出事項の変更の届出を受理すること。</p> <p>(7) 第38条の2第9項の規定により、国等からの通知を受理すること。</p> <p>(8) 第56条第1項の規定により、指定水域内において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、又は土砂を採取することを許可すること。</p> <p>(9) 第56条の3第1項の規定により、水域において水域施設等を建設し、又は改良しようとする者からの届出を受理すること。</p> <p>(10) 第56条の3第3項の規定により、国等からの通知を受理すること。</p>
37 島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）	<p>(1) 第3条第1項の規定により、港湾施設の利用を許可すること（港湾法第46条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に該当するもの及び国土交通省港湾局長との協議を要するものを除く。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第3条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(3) 第5条第2項の規定により、使用料を減免すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(4) 第8条の規定により、港湾施設の利用許可を取り消し、又は条件を変更すること。</p>
38 島根県港湾施設条例施行規則（昭和39年島根県規則第30号）	<p>(1) 第2条第1項又は第2項の規定により、許可申請書を受理すること。</p> <p>(2) 第2条第4項の規定により、変更許可申請書を受理すること。</p> <p>(3) 第5条の規定により、着手又は完成の届出を受理すること。</p>
39 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例（平成12年島根県条例第29号）	<p>(1) 第3条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること（支庁長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。</p>

40 港湾区域及び港湾隣接地域内の占用等に関する規則（昭和40年島根県規則第18号）	<p>(1) 第4条の規定により、許可申請書を受理すること。</p> <p>(2) 第5条の規定により、変更許可申請書を受理すること。</p> <p>(3) 第6条の規定により、氏名、名称及び住所の変更等の届出を受理すること。</p> <p>(4) 第7条第2項の規定により、更新許可申請書を受理すること。</p>
41 砂防法（明治30年法律第29号）	<p>(1) 第22条の規定により、砂防工事のため必要な土石、砂れき、芝草等の供給を受けること。</p> <p>(2) 第22条ただし書の規定により、補償金を供託すること。</p> <p>(3) 第23条第1項の規定により、指定土地等に立ち入り、又はこれらの土地を材料置場等に使用し、又は障害物を除却すること。</p>
42 砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）	<p>(1) 第6条の規定により、土石等を供給させる場合に供給物件の種類等をその所有者又は市町村長に通知すること。</p> <p>(2) 第7条の規定により、土地を材料置場等に供しようとする場合にその場所又は障害物を所有者又は市町村長に通知すること。</p> <p>(3) 第8条の規定により、砂防工事の施行について土地の所有者又は市町村長に通知すること。</p>
43 島根県砂防指定地管理条例（平成15年島根県条例第32号）	<p>(1) 第4条第1項の規定により、砂防指定地における行為を許可すること（砂防指定地の解除又は砂防設備の公用廃止を伴うものを除く。第3号、第4号、第7号及び第10号から第12号までにおいて同じ。）。</p> <p>(2) 第4条第3項の規定により、許可に条件を付すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の規定により、砂防設備の占用を許可すること。</p> <p>(4) 第6条の規定により、砂防指定地における行為の協議に同意すること。</p> <p>(5) 第7条第1項の規定により、許可の期間を定めること。</p> <p>(6) 第7条第2項の規定により、許可の更新の許可をすること。</p> <p>(7) 第8条第1項の規定により、許可内容の変更の許可をすること。</p> <p>(8) 第9条の規定により、着手、完了、中止及び廃止の届出並びに住所、氏名等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(9) 第10条第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(10) 第11条の規定により、地位の譲渡を許可すること。</p> <p>(11) 第12条の規定により、許可の取消し等必要な措置をとること又は原状回復を命ずること。</p> <p>(12) 第13条ただし書の規定により、原状に回復することが不適當であると認めること。</p>
44 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）	<p>(1) 第5条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用をし、同条第2項本文（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の占有者へその旨を通知すること。</p> <p>(2) 第5条第6項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の占有者へ一時使用の通知をしてその意見を聴くこと。</p> <p>(3) 第7条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域内における行為を許可すること。</p> <p>(4) 第7条第3項の規定により、同条第1項に掲げる行為に着手している旨の</p>

	<p>届出を受理すること。</p> <p>(5) 第7条第4項の規定により、同条第1項に掲げる行為の協議を受けること。</p> <p>(6) 第8条第1項の規定により、許可の取消し等必要な措置を命ずること。</p> <p>(7) 第9条第3項の規定により、土地の所有者等に対して必要な措置を勧告すること。</p> <p>(8) 第11条第1項の規定により、立入検査を行うこと。</p> <p>(9) 第17条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用すること。</p> <p>(10) 第26条の規定により、土地の所有者等に対し必要な報告を求めること。</p>
45 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第70号）	<p>(1) 第4条の規定により、許可事項の変更を許可すること。</p>
46 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）	<p>(1) 第5条第1項の規定により、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。</p> <p>(2) 第10条第1項の規定による特別警戒区域内における特定開発行為の許可の申請について、第16条第1項（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、許可又は不許可の処分をし、第16条第2項の規定により通知すること。</p> <p>(3) 第13条（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、許可に条件を付すること。</p> <p>(4) 第14条第1項の規定により、同項に掲げる行為に着手している旨の届出を受理すること。</p> <p>(5) 第14条第2項の規定により、届出をした者に対して必要な助言又は勧告をすること。</p> <p>(6) 第15条（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、国等からの協議を受けること。</p> <p>(7) 第17条第1項又は第3項の規定により、変更許可をし、又は変更の届出を受理すること。</p> <p>(8) 第18条第1項又は第2項の規定により、工事の完了届を受理し、完了検査をし、及び検査済証を交付すること。</p> <p>(9) 第20条の規定による対策工事等の廃止届を受理すること。</p> <p>(10) 第21条第1項の規定により、許可の取消し等必要な措置を命じ、同条第3項の規定により、標識の設置等によりその旨を公示すること。</p> <p>(11) 第22条第1項の規定により、立入検査をすること。</p> <p>(12) 第23条の規定により、土地及び対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。</p> <p>(13) 第26条第1項の規定により、建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物の移転その他必要な措置をとることを勧告すること。</p> <p>(14) 第28条の規定により、緊急調査をすること。</p>

	(15) 第30条第1項の規定により、緊急調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。
47 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）	(1) 第9条第1項の規定により、国の負担金の交付を受ける市町村に対し、災害復旧事業に関して必要な検査をし、報告を求め、又は必要な指示をすること。
48 島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則（昭和44年島根県規則第22号）	(1) 第5条の規定により、実施設計及び変更設計を承認すること。 (2) 第6条第1項の規定により、工事着手報告書を受理すること。 (3) 第6条第2項の規定により、工事変更報告書を受理すること。 (4) 第7条の規定により、工事竣工報告書を受理すること。 (5) 第11条の規定により、実施設計又は変更に係る申請を承認すること。
49 都市計画法（昭和43年法律第100号）	(1) 第29条第1項又は第2項の規定により、開発行為（開発審査会の議を経るものを除く。）の許可をすること。 (2) 第34条第13号の規定による届出書を受理すること。 (3) 第35条の2第1項又は第3項の規定により、変更許可をし、又は変更の届出を受理すること。 (4) 第36条第1項又は第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了届を受理し、完了検査をし、及び完了検査済証を交付すること。 (5) 第37条の規定により、工事完了公告前の建築物の建築等の着工の承認をすること。 (6) 第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止届を受理すること。 (7) 第41条第2項ただし書（第34条の2第2項又は第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、建築物の建築を許可すること。 (8) 第42条第1項ただし書（同条第2項の規定による国の機関との協議を含む。）の規定により、予定建築物以外の建築物の新築等の許可をすること。 (9) 第43条第1項の規定により、開発許可を受けた区域以外の区域における建築物の新築等（開発審査会の議を経るものを除く。）を許可すること（同条第3項の規定による国の機関又は都道府県等との協議を含む。）。 (10) 第45条の規定により、開発許可に基づく地位の承継を承認すること。 (11) 第46条の規定により、開発登録簿を調製し保管すること。 (12) 第47条第5項（第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により、開発登録簿の写しを交付すること。 (13) 第53条第1項の規定により、都市計画施設の区域市街地開発事業の施行区域内における建築を許可すること。 (14) 第80条第1項の規定により、許可又は承認を受けた者に対して報告若しくは資料の提出を要求し、又は勧告若しくは助言をすること。 (15) 第82条第1項の規定により、土地の立入り又は工事の状況の検査をすること。
50 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）	(1) 第60条の規定により、その計画が都市計画法第29条、第35条の2、第41条から第43条まで又は第53条の規定に適合していることを証明すること。
51 島根県都市計画法施行細則（昭和46年島根県規則第22号）	(1) 第18条の規定により、地位承継届出書を受理すること。

52 租税特別措置法に基づく 優良宅地認定事務に関する 規則（昭和49年島根県規則 第36号）	(1) 第3条及び第5条の規定による認定をすること。 (2) 第4条第1項の規定により、認定書を交付すること。 (3) 第4条第2項の規定による通知をすること。 (4) 第6条第2項、第9条及び第10条第2項の規定により、証明書を交付すること。 (5) 第7条及び第8条の規定による届出書を受理すること。
53 租税特別措置法に基づく 優良住宅認定事務に関する 規則（昭和49年島根県規則 第53号）	(1) 第4条の規定による認定をすること。 (2) 第5条第1項の規定により、認定済証を交付すること。 (3) 第5条第2項の規定による通知をすること。
54 高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する 法律（平成18年法律第91 号）	(1) 第12条第1項の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理 (2) 第12条第2項の規定による届出事項の変更の届出の受理 (3) 第12条第3項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令 (4) 第53条第2項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは質問
55 土地区画整理法（昭和29 年法律第119号）	(1) 第76条第1項から第3項までの規定により、土地区画整理事業施行地区内 において建築行為等の許可等をする事。
56 島根県営住宅条例（昭和 34年島根県条例第49号）	(1) 第64条第2項の規定により、駐車している自動車の移動その他必要な措置 を命ずること。
57 土地収用法（昭和26年法 律第219号）	(1) 第36条第1項及び第2項の規定により、土地調書及び物件調書を作成し、 これに署名押印すること。 (2) 第36条の2第2項の規定により、収用し、又は使用しようとする1筆の土 地が所在する市町村長に対して、土地調書及び物件調書の写しを添付した申 出書を提出すること。 (3) 第36条の2第5項の規定により、土地所有者及び関係人に対して同条第3 項の規定による公告があった旨を通知すること。
58 その他の事務	(1) 土地改良法の規定による換地処分に係る登記及びこれに必要な代位登記の 嘱託 (2) 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地及び国土交通省又は農林水産 省所管の国有財産に係る登記の嘱託 (3) 土地改良登記令（昭和26年政令第146号）の規定による登記の申請に当たり 必要な理事等の資格証明書又は土地改良事業該当地証明書の交付 (4) 土地改良財産の境界確認に関する次に掲げる事務 ア 土地改良財産と隣接する土地との境界の確認 イ 土地改良財産に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意 (5) 県が所有する土地改良財産の改築工事の承認 (6) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の役員資格証明書の交付 (7) 漁港施設の境界確認に関する次に掲げる事務 ア 漁港施設と隣接する土地との境界の確認 イ 漁港施設に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意 (8) 工事の共同施行に関する協議及び協定の締結 (9) 工事の受託施行に関する協議及び契約の締結 (10) 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理

		<p>人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。</p> <p>(11) 道路の境界確認に関する次に掲げる事務</p> <p>ア 道路敷地と私有土地との境界の確認</p> <p>イ 道路敷地に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意</p> <p>(12) 災害対策基本法第76条の6第1項の規定による措置（同条第3項の規定により道路管理者が自ら措置をとる場合に限る。）に係る事務を協定、業務委託等により道路管理者以外の者に行わせる場合において、当該道路管理者以外の者に対し身分証明書を発行すること。</p>
中山 間地 域研 究セ ンタ ー	1 島根県中山間地域研究センター条例（平成14年島根県条例第61号）	<p>(1) 第3条第1項の規定による施設及び設備の使用の許可</p> <p>(2) 第3条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(3) 第4条の規定により、第3条第1項の許可を取り消し、許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。</p> <p>(4) 第5条第3項ただし書の規定により、納付期限を定めること。</p> <p>(5) 第6条の規定により、使用料等を減免すること。</p>
	2 島根県中山間地域研究センター条例施行規則（平成14年島根県規則第98号）	<p>(1) 第2条第2項の規定により、開所時間を変更すること。</p> <p>(2) 第3条ただし書の規定により、休所日に開所し、又は臨時に休所すること。</p> <p>(3) 第4条の規定による施設等使用申請書の受理</p> <p>(4) 第5条の規定による施設等使用許可書の交付</p> <p>(5) 第6条第1項の規定による施設等使用変更許可申請書の受理</p> <p>(6) 第7条の規定による施設等使用中止届出書の受理</p> <p>(7) 第8条の規定による使用終了の届出の受理</p> <p>(8) 第9条の規定による分析等依頼書の受理</p> <p>(9) 第10条の規定による分析等依頼取消届出書の受理</p> <p>(10) 第11条第1項の規定による成績書の交付</p> <p>(11) 第11条第2項の規定による成績書複本交付申請書の受理</p> <p>(12) 第13条第1項の規定による使用料等減免申請書の受理</p> <p>(13) 第13条第2項の規定による使用料等減免決定通知書の交付</p> <p>(14) 第14条第2項の規定による使用料還付請求書の受理</p> <p>(15) 第15条第8号の規定による遵守事項を定めること。</p> <p>(16) 第16条の規定による損壊等の届出の受理及び指示</p>
	3 その他の事務	<p>(1) 研究開発及び技術支援を行うために必要となる共同研究契約（相手への支払いが生じる場合は、その金額が2,000万円未満の契約に限る。）又は受託研究契約及びこれらの契約を締結するために必要となる秘密保持契約を締結すること。</p>
保健 所	1 医療法（昭和23年法律第205号）	<p>(1) 第7条第1項の規定による診療所又は助産所の開設の許可及び同条第2項の規定による診療所又は助産所の開設許可事項の変更の許可</p> <p>(2) 第8条の規定による診療所又は助産所の開設届の受理</p> <p>(3) 第8条の2第2項の規定による診療所又は助産所の休止又は再開届の受理</p> <p>(4) 第9条第1項の規定による診療所又は助産所の廃止届及び同条第2項の規定による診療所又は助産所の開設者の死亡又は失そう届の受理</p> <p>(5) 第12条第1項ただし書の規定による診療所又は助産所の管理者の選任の許</p>

	可及び同条第 2 項の規定による診療所又は助産所の 2 ケ所以上にわたる管理の許可 (6) 第15条第 3 項の規定による診療用エックス線装置設置等の届出の受理 (7) 第18条ただし書の規定による診療所の専属薬剤師の設置の免除の許可 (8) 第27条の規定による構造設備の検査及び使用の許可
2 医療法施行令（昭和23年政令第326号）	(1) 第 4 条第 1 項の規定による診療所又は助産所の開設許可事項の変更届及び同条第 3 項の規定による診療所又は助産所の開設届出事項の変更届の受理 (2) 第 4 条の 2 第 1 項の規定による診療所又は助産所の開設届の受理及び同条第 2 項の規定による開設届出事項の変更届の受理
3 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）	(1) 第28条第 2 項の規定による照射録の徴収又は検査
4 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）	(1) 第 6 条第 3 項の規定による氏名、住所その他の事項の届出の受理
5 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）	(1) 第21条第 1 項の規定による歯科技工所の開設届及び届出事項の変更届並びに同条第 2 項の規定による休止、廃止又は再開届の受理 (2) 第24条の規定による歯科技工所の構造設備の改善命令 (3) 第25条の規定による歯科技工所の使用の禁止 (4) 第26条第 1 項第 4 号の規定による広告事項の許可 (5) 附則第 6 条の規定による歯科技工所又は特別技工所の開設届及び届出事項の変更届の受理
6 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）	(1) 第 8 条第 1 項の規定による施術者に対する指示 (2) 第 9 条の 2 第 1 項の規定による施術所の開設届及び届出事項の変更届並びに同条第 2 項の規定による休止、廃止又は再開届の受理 (3) 第 9 条の 3 前段の規定による出張施術業務の開始届及び同条後段の規定による休止、廃止又は再開届の受理 (4) 第 9 条の 4 の規定による滞在施術業務の開始届の受理 (5) 第10条第 1 項の規定による報告の徴取又は施術所の臨検検査 (6) 第11条第 2 項の規定による施術所の使用の制限若しくは禁止又は構造設備の改善命令
7 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）	(1) 第18条第 1 項の規定による柔道整復師に対する指示及び同条第 2 項の規定による当該指示に関する意見の聴取 (2) 第19条第 1 項の規定による施術所の開設届及び届出事項の変更届並びに同条第 2 項の規定による休止、廃止又は再開届の受理 (3) 第21条第 1 項の規定による報告の徴取又は施術所の立入検査 (4) 第22条の規定による施術所の使用の制限若しくは禁止又は構造設備の改善命令
8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）	(1) 第10条第 1 項（第38条第 1 項若しくは第 2 項（配置販売業を除く。）、第40条第 1 項若しくは第 2 項又は第40条の 7 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による休廃止等の届出の受理 (2) 第10条第 2 項（法第38条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による薬局等の名称等の変更の届出の受理 (3) 第19条第 1 項（薬局製造販売医薬品の製造販売業に限る。）の規定による

	<p>休廃止等の届出の受理</p> <p>(4) 第19条第2項（薬局製造販売医薬品の製造業に限る。）の規定による休廃止等の届出の受理</p>
9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）	<p>(1) 第2条の規定による総取扱処方箋数の届出の受理</p> <p>(2) 第80条第1項第4号の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業に係る休廃止等の届出の受理</p>
10 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）	<p>(1) 第7条第3項の規定による毒物劇物販売業に係る毒物劇物取扱責任者の設置又は変更の届出の受理</p> <p>(2) 第10条第1項の規定による毒物劇物販売業に係る変更等の届出の受理</p> <p>(3) 第22条第1項から第3項までの規定による業務上取扱者等の届出の受理</p>
11 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）	<p>(1) 第7条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び収去命令</p>
12 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	<p>(1) 第14条第2項の規定による指定届出機関からの届出の受理</p> <p>(2) 第14条の2第2項の規定による指定提出機関からの検体又は病原体の受理、同条第3項の規定による検査の実施及び同条第4項の規定による検査結果等の報告</p> <p>(3) 第15条第1項の規定による患者等への質問又は調査の実施、同条第3項の規定による検体又は病原体の受理又は採取及び同条第4項の規定による検査の実施</p> <p>(4) 第15条の2第1項の規定による健康状態に異状を生じた者等への質問又は調査の実施</p> <p>(5) 第15条の3第1項の規定による感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものへの報告の徴収又は質問の実施及び同条第2項の規定による健康状態に異状を生じた者への質問又は調査の実施</p> <p>(6) 第16条の3第1項の規定による検体の提出又は採取の勧告、同条第3項の規定による検体の採取、同条第5項の規定による書面による通知、同条第6項の規定による書面の交付、同条第7項の規定による検査の実施及び同条第8項の規定による検査結果等の報告</p> <p>(7) 第17条第1項の規定による健康診断の勧告及び同条第2項の規定による健康診断の措置の実施</p> <p>(8) 第18条第1項の規定による届出内容等の通知及び同条第4項の規定による確認</p> <p>(9) 第19条第1項（第26条及び第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告及び同条第3項又は第5項（これらの規定を第26条及び第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による入院の措置の実施</p> <p>(10) 第20条第1項（第26条及び第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告、同条第2項又は第3項（これらの規定を第26条及び第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による入院の措置の実施及び同条第4項（第26条及び第26条の2において準用する場合を含む。）の</p>

	<p>規定による入院期間の延長</p> <p>(11) 第21条（第26条において準用する場合を含む。）の規定による患者の移送</p> <p>(12) 第22条第1項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による退院の措置の実施、同条第2項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による病院又は診療所の管理者からの通知の受理及び同条第4項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による確認</p> <p>(13) 法第24条の2第1項及び第2項の規定による苦情の申出の受理並びに同条第3項の規定による苦情の処理結果の通知</p> <p>(14) 第26条の3第1項の規定による検体又は病原体の提出の命令、同条第3項の規定による検体又は病原体の収去、同条第5項の規定による検査の実施及び同条第6項の規定による検査結果等の報告</p> <p>(15) 第26条の4第1項の規定による検体の提出又は採取の命令、同条第3項の規定による検体の採取、同条第5項の規定による検査の実施及び同条第6項の規定による検査結果等の報告</p> <p>(16) 第27条第1項の規定による消毒の命令及び同条第2項の規定による消毒の指示又は実施</p> <p>(17) 第28条第1項の規定による駆除の命令及び同条第2項の規定による駆除の指示又は実施</p> <p>(18) 第29条第1項の規定による物件の移動の制限若しくは禁止又は必要な措置の命令及び同条第2項の規定による市町村に対する指示又は必要な措置の実施</p> <p>(19) 第30条第1項の規定による死体の移動の制限又は禁止及び同条第2項の規定による埋葬の許可</p> <p>(20) 第31条第1項の規定による水の使用又は給水の制限又は禁止及び同条第2項の規定による市町村に対する指示</p> <p>(21) 第32条第1項の規定による建物への立入りの制限又は禁止及び同条第2項の規定による建物の封鎖その他必要な措置の実施</p> <p>(22) 第33条の規定による交通の制限又は遮断</p> <p>(23) 第35条第1項の規定による立入り、質問又は調査の実施</p> <p>(24) 第44条の3第1項の規定による新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者への報告の徴収及び同条第2項の規定による協力の依頼</p> <p>(25) 第44条の7第1項の規定による検体の提出又は採取の勧告、同条第3項の規定による検体の採取、同条第5項の規定による検査の実施及び同条第6項の規定による検査結果等の報告</p> <p>(26) 第45条第1項の規定による健康診断の勧告及び同条第2項の規定による健康診断の措置の実施</p> <p>(27) 第46条第1項の規定による入院の勧告、同条第2項又は第3項の規定による入院の措置の実施及び同条第4項の規定による入院期間の延長</p> <p>(28) 第47条の規定による新感染症の所見がある者の移送</p> <p>(29) 第48条第1項の規定による退院の措置の実施及び同条第4項の規定による確認</p>
--	--

	<p>(30) 第50条第1項の規定による新感染症を1類感染症とみなしての措置（第26条の3第7項若しくは第8項又は第26条の4第7項若しくは第8項に規定する措置を除く。）の全部又は一部の実施</p> <p>(31) 第50条の2第1項の規定による新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者への報告の徴収及び同条第2項の規定による協力の依頼</p> <p>(32) 第53条の10の規定による結核患者の届出の通知</p>
13 健康増進法（平成14年法律第103号）	<p>(1) 第22条の規定による指導及び助言</p> <p>(2) 第24条第1項の規定による報告の徴収又は栄養指導員による立入検査若しくは質問</p> <p>(3) 第27条第1項の規定による立入検査又は収去命令</p>
14 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）	<p>(1) 第19条第1項の規定による病院若しくは診療所又は薬局の指定</p>
15 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）	<p>(1) 第16条において準用する第12条の規定による被爆者一般疾病医療機関の名称の変更等の届出の受理</p> <p>(2) 第16条において準用する第13条の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定辞退の申出の受理</p>
16 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）	<p>(1) 第7条第1項の規定による氏名又は居住地の変更の届出の受理</p> <p>(2) 第9条第1項の規定による期日及び場所を指定して年2回行う健康診断の実施</p>
17 児童福祉法（昭和22年法律第164号）	<p>(1) 第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定</p> <p>(2) 第19条の10第1項の規定による指定の更新</p> <p>(3) 第19条の13の規定による指導</p> <p>(4) 第19条の14の規定による変更の届出の受理</p> <p>(5) 第19条の15の規定による辞退の届出の受理</p> <p>(6) 第19条の16第1項の規定による報告の徴収又は質問若しくは検査</p> <p>(7) 第19条の17第1項の規定による勧告</p> <p>(8) 第19条の18の規定による指定の取消し又は効力の停止</p> <p>(9) 第21条の10の4の規定による要支援児童等と思われる者を把握した場合における当該者の所在地の市町村長への通知</p>
18 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）	<p>(1) 第7条の10第1項の規定による指定医の指定</p> <p>(2) 第7条の12の規定による指定の更新</p> <p>(3) 第7条の14の規定による変更の届出の受理</p> <p>(4) 第7条の15の規定による辞退の届出の受理</p> <p>(5) 第7条の16の規定による指定の取消し</p>
19 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）	<p>(1) 第14条第1項の規定による指定医療機関の指定</p> <p>(2) 第15条第1項の規定による指定の更新</p> <p>(3) 第18条の規定による指導</p> <p>(4) 第19条の規定による変更の届出の受理</p> <p>(5) 第20条の規定による辞退の届出の受理</p> <p>(6) 第21条第1項の規定による報告の徴収又は質問若しくは検査</p>

	(7) 第22条第1項の規定による勧告 (8) 第23条第1項の規定による指定の取消し又は効力の停止
20 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）	(1) 第15条第1項の規定による指定医の指定 (2) 第17条第1項の規定による指定の更新 (3) 第19条の規定による変更の届出の受理 (4) 第20条第1項の規定による辞退の届出の受理 (5) 第20条第2項から第4項までの規定による指定の取消し又は効力の停止
21 旅館業法（昭和23年法律第138号）	(1) 第3条第1項の規定による営業の許可 (2) 第3条第6項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。 (3) 第3条の2第1項及び第3条の3第1項の規定による営業者の地位の承継の承認 (4) 第7条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査 (5) 第7条の2の規定による措置命令 (6) 第8条の規定による許可の取消し又は営業の停止
22 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）	(1) 第4条の規定による申請書記載事項の変更等の届出の受理
23 旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）	(1) 別表第2の15の項の規定により、水質検査によりレジオネラ属菌が検出された場合の届出を受理すること。
24 興行場法（昭和23年法律第137号）	(1) 第2条の規定による営業の許可 (2) 第2条の2第2項の規定による届出の受理 (3) 第5条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査 (4) 第6条の規定による許可の取消し又は営業の停止
25 興行場法施行条例（昭和59年島根県条例第25号）	(1) 第5条の規定による基準の一部の緩和又は適用の除外
26 温泉法（昭和23年法律第125号）	(1) 第14条の2第1項の規定により、温泉の採取を許可すること。 (2) 第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定により、温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認をすること。 (3) 第14条の5第1項の規定により、可燃性天然ガスの濃度を確認すること。 (4) 第14条の6第2項の規定により、可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位を承継した旨の届出を受理すること。 (5) 第14条の7第1項の規定により、温泉の採取のための施設の変更を許可すること。 (6) 第14条の8第1項の規定により、温泉の採取の事業を廃止した旨の届出を受理すること。 (7) 第14条の8第3項、第14条の9第2項又は第14条の10の規定により、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。 (8) 第14条の9第1項の規定により、温泉の採取の許可を取り消すこと。 (9) 第14条の10の規定により、温泉の採取を停止すべきことを命ずること。 (10) 第15条第1項の規定により、温泉の利用を許可すること。 (11) 第16条第1項又は第17条第1項の規定により、温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認をすること。 (12) 第18条第4項の規定により、掲示内容又はその変更の届出を受理するこ

	と。 (13) 第31条第1項の規定により、温泉の利用の許可を取り消すこと。 (14) 第31条第2項の規定により、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を命ずること。
27 温泉法施行細則（昭和61年島根県規則第8号）	(1) 第19条の規定により、可燃性天然ガス濃度確認申請書記載事項変更届を受理すること。 (2) 第23条第1項の規定により、温泉採取届を受理すること。 (3) 第23条第2項の規定により、温泉採取者住所（氏名）変更届を受理すること。 (4) 第23条第3項の規定により、温泉採取廃止届を受理すること。 (5) 第25条第2項の規定により、温泉利用許可証を書換え交付すること。 (6) 第25条第3項の規定により、温泉利用許可証を再交付すること。 (7) 第28条の規定により、温泉利用設備改修工事施行届を受理すること。 (8) 第29条の規定により、温泉利用廃止届を受理すること。
28 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）	(1) 第2条第1項の規定による営業の許可 (2) 第2条第4項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。 (3) 第2条の2第2項の規定による届出の受理 (4) 第4条ただし書の規定による患者の入浴の許可 (5) 第6条第1項の規定による報告の徴取又は立入検査 (6) 第7条第1項の規定による許可の取消し又は営業の停止
29 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）	(1) 第4条の規定による営業の停止等の届出の受理
30 公衆浴場法施行条例（昭和23年島根県条例第72号）	(1) 別表2の項第23号の規定により、水質検査によりレジオネラ属菌が検出された場合の届出を受理すること。
31 理容師法（昭和22年法律第234号）	(1) 第10条第2項の規定による業務の停止 (2) 第11条第1項の規定による開設届並びに同条第2項の規定による変更届及び廃止届の受理 (3) 第11条の2の規定による理容所の構造設備の検査及び確認 (4) 第11条の3第2項の規定による地位の承継の届出の受理 (5) 第13条第1項の規定による立入検査 (6) 第14条の規定による閉鎖命令
32 美容師法（昭和32年法律第163号）	(1) 第10条第2項の規定による業務の停止 (2) 第11条第1項の規定による開設届並びに同条第2項の規定による変更届及び廃止届の受理 (3) 第12条の規定による美容所の構造設備の検査及び確認 (4) 第12条の2第2項の規定による地位の承継の届出の受理 (5) 第14条第1項の規定による立入検査 (6) 第15条の規定による閉鎖命令
33 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）	(1) 第5条第1項の規定による開設の届出、同条第2項の規定による営業の届出及び同条第3項の規定による変更又は廃止の届出の受理 (2) 第5条の2の規定によるクリーニング所の構造設備の検査及び確認 (3) 第5条の3第2項の規定による地位の承継の届出の受理

	<p>(4) 第8条第1項の規定による免許に関する事項の登録</p> <p>(5) 第9条の規定による業務の停止</p> <p>(6) 第10条第1項の規定による立入検査</p> <p>(7) 第10条の2の規定による措置命令</p> <p>(8) 第11条の規定による営業の停止又は閉鎖命令</p>
34 クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）	<p>(1) 第6条第2項の規定による免許証の返還の受理</p> <p>(2) 第9条又は第10条の規定による免許証の返納の受理</p>
35 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	<p>(1) 第9条の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令</p> <p>(2) 第9条の3第10項（第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令</p> <p>(3) 第12条の6第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による公表及び同条第3項の規定による措置命令</p> <p>(4) 第15条の2の7の規定による産業廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令</p> <p>(5) 第18条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(6) 第19条第1項の規定による立入検査</p> <p>(7) 第19条の3の規定による改善命令</p>
36 島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成5年島根県告示第276号）	<p>(1) 第22条第1項の規定により、必要な措置をとるよう指導をすること（第3章に係るものに限る。以下この項において同じ。）。</p> <p>(2) 第22条第2項の規定により、同条第1項の規定による指導に従うよう勧告をすること。</p> <p>(3) 第22条第3項の規定により、必要な措置をとること。</p>
37 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）	<p>(1) 第19条の規定により、関連事業者に対し、指導及び助言をすること。</p> <p>(2) 第20条第1項の規定により、関連事業者に対し、第19条に規定する引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすること。</p> <p>(3) 第20条第2項の規定により、フロン類回収業者に対し、フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。</p> <p>(4) 第20条第3項の規定により、関連事業者に対し、同条第1項又は第2項の勧告に係る措置をとることを命ずること。</p> <p>(5) 第90条第1項の規定により、関連事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。</p> <p>(6) 第90条第3項の規定により、関連事業者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(7) 第130条第1項の規定により、関連事業者に対し、使用済自動車等の引取り等の実施の状況に関する報告をさせること。</p> <p>(8) 第131条第1項の規定により、立入検査をすること。</p>
38 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）	<p>(1) 第14条の規定による指導及び助言</p> <p>(2) 第16条第1項の規定による改善命令</p> <p>(3) 第17条の規定による報告の徴収</p> <p>(4) 第18条第1項の規定による立入検査又は収去命令</p>

39 浄化槽法（昭和58年法律第43号）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第5条第1項の規定による浄化槽の設置又は構造若しくは規模の変更の届出の受理 (2) 第5条第2項の規定による改善勧告 (3) 第5条第4項の規定による浄化槽の設置又は構造若しくは規模の変更に係る実施制限期間の短縮の通知 (4) 第7条の2第1項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査についての指導及び助言 (5) 第7条の2第2項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査についての勧告 (6) 第7条の2第3項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査についての措置命令 (7) 第10条の2第1項の規定による浄化槽の使用開始報告書の受理 (8) 第10条の2第2項の規定による浄化槽技術管理者の変更報告書の受理 (9) 第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者の変更報告書の受理 (10) 第11条の2の規定による浄化槽使用廃止届出書の受理 (11) 第12条第1項の規定による浄化槽の保守点検又は清掃についての助言、指導又は勧告 (12) 第12条第2項の規定による浄化槽の保守点検若しくは清掃についての改善措置命令又は浄化槽管理者に対する使用停止命令 (13) 第12条の2第1項の規定による浄化槽の定期的水質検査についての指導及び助言 (14) 第12条の2第2項の規定による浄化槽の定期的水質検査についての勧告 (15) 第12条の2第3項の規定による浄化槽の定期的水質検査についての措置命令 (16) 第53条第1項の規定による報告の徴収 (17) 第53条第2項の規定による立入検査、物件の検査又は質問
40 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第15条第1項の規定による報告徴収及び同条第2項の規定による立入検査
41 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第5条第1項から第3項までの規定による使用開始届又は変更届の受理 (2) 第11条第1項の規定による特定建築物所有者等への報告の徴収又は立入検査若しくは質問 (3) 第12条の規定による特定建築物所有者等への改善又は使用の停止若しくは制限の命令 (4) 第12条の5の規定による登録業者への報告の徴収又は立入検査若しくは質問 (5) 第13条第2項の規定による特定建築物についての国等に対する説明又は資料提出の要求 (6) 第13条第3項ただし書の規定による特定建築物についての国等に対する改善勧告
42 水道法（昭和32年法律第177号）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第36条第3項の規定による必要な措置をとるべき旨の指示 (2) 第37条の規定による簡易専用水道に係る給水停止の命令

	(3) 第39条第1項から第3項まで又は第40条第8項の規定による報告の徴収又は立入検査
43 食品衛生法（昭和22年法律第233号）	<p>(1) 第26条第1項の規定による検査の命令</p> <p>(2) 第28条第1項の規定による報告の徴収及び臨検若しくは検査又は収去の命令</p> <p>(3) 第30条第2項の規定による監視又は指導の命令</p> <p>(4) 第52条第1項の規定による許可</p> <p>(5) 第52条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第53条第2項の規定による承継の届出の受理</p> <p>(7) 第54条の規定による必要な処置の命令</p> <p>(8) 第55条第1項の規定による許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止</p> <p>(9) 第56条の規定による整備改善の命令又は許可の取消し若しくは営業の禁止若しくは停止</p> <p>(10) 第59条第1項の規定による死体の解剖</p>
44 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）	<p>(1) 第5条第1項の規定による必要な措置を講ずべき旨の通知</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による検査（県央保健所、浜田保健所又は益田保健所が命令をしたものに限る。）の申請書の受理（浜田保健所に限る。）</p> <p>(3) 第5条第3項の規定による試験品の採取</p> <p>(4) 第5条第3項の規定による試験品（県央保健所、浜田保健所又は益田保健所が採取したものに限る。）の検査（浜田保健所に限る。）</p>
45 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）	(1) 第71条の規定による変更の届出の受理
46 食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）	<p>(1) 第4条第1項の規定による許可証の交付</p> <p>(2) 第5条の規定による廃業、休業又は再開の届出の受理</p> <p>(3) 第6条の規定による集団給食施設の開設の届出の受理</p> <p>(4) 別表第1の第1の1の(6)のイの規定による健康診断を受けるべき旨の指示</p> <p>(5) 別表第1の第3の2の規定による講習会の実施</p> <p>(6) 別表第1の第4の2の規定による衛生講習会等の受講の指示</p> <p>(7) 別表第1の第7の規定による情報の報告の受理</p>
47 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）	<p>(1) 第5条第1項第1号の規定による表示事項又は遵守事項に関する指示</p> <p>(2) 第5条第1項第2号の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収等</p> <p>(3) 第5条第1項第3号の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収等</p> <p>(4) 第5条第1項第4号の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等</p> <p>(5) 第5条第1項第5号の規定による販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査</p> <p>(6) 第6条第1項第1号の規定による表示事項又は遵守事項に関する指示</p> <p>(7) 第6条第1項第2号の規定による同項第1号に定める指示に係る措置命令</p> <p>(8) 第6条第1項第3号の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収等</p> <p>(9) 第6条第1項第4号の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収等</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (10) 第6条第1項第5号の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等 (11) 第6条第1項第6号の規定による販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査 (12) 第7条第1項第1号の規定による表示事項又は遵守事項に関する指示 (13) 第7条第1項第2号の規定による同項第1号に定める指示に係る措置命令 (14) 第7条第1項第3号の規定による食品関連事業者等に対する措置命令又は業務停止命令 (15) 第7条第1項第4号の規定による食品関連事業者等に対する報告の徴収等 (16) 第7条第1項第5号の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収等 (17) 第7条第1項第6号の規定による食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等 (18) 第7条第1項第7号の規定による販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査
48 島根県魚介類行商条例 (昭和26年島根県条例第19号)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第3条第1項の規定による魚介類行商の登録 (2) 第6条第1項の規定による行商人の容器の検査 (3) 第9条の規定による魚介類行商登録の取消し
49 と畜場法（昭和28年法律第114号）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第7条第6項の規定による衛生管理責任者に係る届出の受理 (2) 第10条第2項において準用する第7条第6項の規定による作業衛生責任者に係る届出の受理 (3) 第13条第1項第1号の規定による自家用とさつに係る届出の受理 (4) 第13条第3項の規定による取扱方法及び処理方法の指示 (5) 第14条第1項から第3項までの規定による獣畜の検査、同項第2号の規定によると畜場外への持出しの許可及び同条第4項の規定による特に検査を要しないことの認定 (6) 第16条第1号の規定によるとさつ又は解体の禁止並びに同条第2号及び第3号の規定による措置の命令 (7) 第17条第1項の規定による必要な報告の徴取又は立入検査の命令 (8) 第18条第1項の規定による使用の制限若しくは停止及び同条第2項の規定による業務の停止又はとさつ若しくは解体の禁止
50 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第4条第2号の規定によると畜場以外の場所で獣畜をとさつすることの許可 (2) 第7条の規定による申請書の受理 (3) 第9条の規定による検印の押印
51 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成2年法律第70号)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の配置又は変更の届出の受理 (2) 第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令 (3) 第14条の規定による食鳥処理場の廃止、休止又は再開の届出の受理 (4) 第15条第1項から第4項までの規定による食鳥の検査 (5) 第16条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令 (6) 第16条第7項の規定による同条第5項の確認状況の報告の受理

	<p>(7) 第17条第1項第4号の規定による届出食肉販売業者の届出の受理</p> <p>(8) 第20条の規定による公衆衛生上必要な措置</p> <p>(9) 第37条第1項の規定による業務の状況に関する報告の徴収</p> <p>(10) 第38条第1項の規定による立入検査等</p>
52 化製場等に関する法律 (昭和23年法律第140号)	<p>(1) 第2条第2項の規定による死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜の解体等の許可</p> <p>(2) 第3条第1項(第8条において準用する場合を含む。)の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場(第8条に規定する施設を含む。次号及び第4号において同じ。)の設置の許可</p> <p>(3) 第3条第2項(第8条において準用する場合を含む。)の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の変更の届出の受理</p> <p>(4) 第4条(第8条において準用する場合を含む。)の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の不許可</p> <p>(5) 第6条第1項(第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(6) 第6条の2(第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による措置命令</p> <p>(7) 第7条(第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用の制限又は禁止の命令</p> <p>(8) 第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可</p> <p>(9) 第9条第4項の規定による動物の飼養又は収容の届出の受理</p>
53 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)	<p>(1) 第6条第2項の規定による捕獲人の指定</p> <p>(2) 第14条第1項の規定による犬の死体の解剖又は解剖のため狂犬病にかかった犬を殺すことの許可</p> <p>(3) 第16条の規定による交通の遮断又は制限</p> <p>(4) 第18条第1項の規定によるけい留されていない犬の抑留</p>
54 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)	<p>(1) 第11条第2項(第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、第一種動物取扱業の登録をした旨を申請者に通知すること。</p> <p>(2) 第12条第2項(第13条第2項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、第一種動物取扱業の登録を拒否した旨を申請者に通知すること。</p> <p>(3) 第15条の規定により、第一種動物取扱業者登録簿を閲覧に供すること。</p> <p>(4) 第22条の6第3項の規定により、指定期間内に獣医師による検案を受け、当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。</p> <p>(5) 第23条第1項の規定により、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。</p> <p>(6) 第23条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(7) 第23条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(8) 第24条第1項の規定により、報告を求め、又は立入検査をすること。</p> <p>(9) 第25条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。</p>

	<p>(10) 第25条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(11) 第25条第3項の規定により、必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。</p> <p>(12) 第25条第4項の規定により、市町村の長に対し、必要な協力を求めること。</p> <p>(13) 第32条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(14) 第33条第1項の規定により、報告を求め、又は立入検査をすること。</p> <p>(15) 第35条第2項の規定により、犬又は猫を引き取るべき場所を指定すること。</p> <p>(16) 第35条第5項の規定により、市町村の長に対し、必要な協力を求めること。</p> <p>(17) 第36条第2項の規定により、負傷動物等を収容すること。</p> <p>(18) 第37条第2項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。</p>
<p>55 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）</p>	<p>(1) 第2条第3項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。</p> <p>(2) 第5条第6項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。</p> <p>(3) 第10条第1項の規定により、第一種動物取扱業者に動物取扱責任者研修の開催の日時、場所等を通知すること。</p> <p>(4) 第10条の6第3項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。</p> <p>(5) 第15条第3項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。</p> <p>(6) 第17条第1号ロただし書又は同号ハただし書の規定により、特定飼養施設の構造及び規模について観覧者等の安全性が確保されているものとして認めること。</p> <p>(7) 第18条第3項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。</p>
<p>56 島根県動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年島根県条例第21号）</p>	<p>(1) 第12条第1項の規定により、犬又は猫を引き取る日時等を定めること。</p> <p>(2) 第12条第2項の規定により、引取りを求める理由等を確認すること。</p> <p>(3) 第12条第3項の規定により、必要な助言を行うこと。</p> <p>(4) 第13条第1項の規定により、犬を収容すること。</p> <p>(5) 第14条の規定により、飼い主に通知すること。</p> <p>(6) 第15条第1項の規定により、公示し、及び市町村の長に通知すること。</p> <p>(7) 第16条第1項、第2項又は第4項の規定により、犬、猫その他の動物を処分し、又は譲渡すること。</p> <p>(8) 第16条第3項の規定により、保管が困難となった動物を処分すること。</p> <p>(9) 第17条第2項の規定により、住民に対して周知すること。</p> <p>(10) 第17条第4項の規定により、協力を求めること。</p> <p>(11) 第18条第4項の規定により、特定動物を捕獲し、収容し、又は処分すること。</p> <p>(12) 第19条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を執るべきことを勧告すること。</p> <p>(13) 第20条各項の規定により、必要な措置を執るべきことを命ずること。</p> <p>(14) 第22条第1項の規定により、報告を求め、又は立入検査をすること。</p>
<p>57 大気汚染防止法（昭和43</p>	<p>(1) 第6条第1項及び第7条第1項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出</p>

<p>年法律第97号)</p>	<p>並びに第 8 条第 1 項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>(2) 第 9 条の規定によるばい煙発生施設に係る計画の変更又は廃止の命令</p> <p>(3) 第10条第 2 項（第17条の13第 1 項及び第18条の13第 1 項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設の設置又は構造等の変更に係る実施制限期間の短縮</p> <p>(4) 第11条（第17条の13第 2 項及び第18条の13第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による氏名の変更等の届出及び第12条第 3 項（第17条の13第 2 項及び第18条の13第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による承継の届出の受理</p> <p>(5) 第14条第 1 項の規定によるばい煙発生施設に係る改善又は一時停止の命令（第27条第 5 項の規定による協議を要するものを除く。）</p> <p>(6) 第17条第 2 項の規定によるばい煙発生施設又は特定施設の事故の状況の通報の受理</p> <p>(7) 第17条第 3 項の規定によるばい煙発生施設又は特定施設の事故等に係る措置命令</p> <p>(8) 第17条の 5 第 1 項及び第17条の 6 第 1 項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出並びに第17条の 7 第 1 項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>(9) 第17条の 8 の規定による揮発性有機化合物排出施設に係る計画の変更又は廃止の命令</p> <p>(10) 第17条の11の規定による揮発性有機化合物排出施設に係る改善又は一時停止の命令（第27条第 5 項の規定による協議を要するものを除く。）</p> <p>(11) 第18条第 1 項又は第 3 項及び第18条の 2 第 1 項の規定による一般粉じん発生施設の設置等の届出の受理</p> <p>(12) 第18条の 4 の規定による一般粉じん発生施設に係る基準の遵守又は一時停止の命令（第27条第 5 項の規定による協議を要するものを除く。）</p> <p>(13) 第18条の 6 第 1 項又は第 3 項及び第18条の 7 第 1 項の規定による特定粉じん発生施設の設置等の届出の受理</p> <p>(14) 第18条の 8 の規定による特定粉じん発生施設に係る計画の変更又は廃止の命令</p> <p>(15) 第18条の11の規定による特定粉じん発生施設に係る改善又は一時停止の命令（第27条第 5 項の規定による協議を要するものを除く。）</p> <p>(16) 第18条の15第 1 項又は第 2 項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理</p> <p>(17) 第18条の16の規定による特定粉じん排出等作業に係る計画の変更の命令</p> <p>(18) 第18条の19の規定による特定粉じん排出等作業に係る基準の遵守又は一時停止の命令</p> <p>(19) 第26条第 1 項の規定による報告の徴収又は立入検査</p> <p>(20) 附則第10項の規定による指定物質の排出又は飛散の抑制に係る勧告</p> <p>(21) 附則第11項の規定による指定物質排出施設の状況等の報告の徴収</p>
58 大気汚染防止法施行規則	(1) 第 9 条の規定によるばい煙発生施設の設置等の届出に係る受理書の交付

厚生省 (昭和46年 令第 通商産業省 1号)	(2) 第9条の3の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出に係る受理書の交付 (3) 第10条の3の規定による特定粉じん発生施設の設置等の届出に係る受理書の交付
59 水質汚濁防止法 (昭和45 年法律第138号)	(1) 第5条並びに第6条第1項及び第2項の規定による特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出並びに第7条の規定による特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等の変更の届出の受理 (2) 第8条の規定による特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る計画の変更又は廃止の命令 (3) 第9条第2項の規定による特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置又は構造等の変更に係る実施制限期間の短縮 (4) 第10条の規定による氏名の変更等の届出及び第11条第3項の規定による承継の届出の受理 (5) 第13条第1項、第13条の2第1項及び第13条の3第1項の規定による特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る改善又は一時停止の命令 (第23条第5項の規定による協議を要するものを除く。) (6) 第14条の2第1項から第3項までの規定による事故の状況等の届出の受理及び同条第4項の規定による応急の措置の命令 (7) 第14条の3第1項又は第2項の規定による地下水の水質の浄化のための措置の命令 (第23条第5項の規定による協議を要するものを除く。) (8) 第22条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査 (9) 水質汚濁防止法の一部を改正する法律 (平成23年法律第71号) 附則第3条第1項の規定による有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る第5条第3項各号に掲げる事項の届出の受理
60 水質汚濁防止法施行規則 (昭和46年 令第 通商産業省 2号)	(1) 第6条の規定による受理書の交付
61 土壌汚染対策法 (平成14 年法律第53号)	(1) 第3条第1項の規定による土壌汚染状況調査の報告の受理 (2) 第3条第1項ただし書の規定による確認 (3) 第3条第3項の規定による有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨の通知 (4) 第3条第4項の規定による報告又は報告の是正の命令 (第55条の規定による協議を要するものを除く。) (5) 第3条第5項の規定による土地の利用の方法の変更の届出の受理 (6) 第3条第6項の規定による確認の取消し (7) 第4条第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理 (8) 第4条第2項の規定による土壌汚染状況調査及び報告の命令 (第55条の規定による協議を要するものを除く。) (9) 第5条第1項の規定による土壌汚染状況調査及び報告の命令 (第55条の規定による協議を要するものを除く。) (10) 第7条第1項の規定による汚染の除去等の措置の指示

		<ul style="list-style-type: none"> (11) 第7条第4項の規定による指示措置等の命令（第55条の規定による協議を要するものを除く。） (12) 第12条第1項の規定による土地の形質の変更に着手しようとする者の届出の受理 (13) 第12条第2項の規定による土地の形質の変更に着手している者の届出の受理 (14) 第12条第3項の規定による非常災害時の土地の形質の変更をした者の届出の受理 (15) 第12条第4項の規定による同条第1項の届出に係る計画の変更の命令（第55条の規定による協議を要するものを除く。） (16) 第16条第1項の規定による土壌の汚染状態の基準の適合の認定 (17) 第16条第1項の規定による汚染土壌の搬出をしようとする者の届出の受理 (18) 第16条第2項の規定による同条第1項の届出に係る事項の変更の届出の受理 (19) 第16条第3項の規定による非常災害のために汚染土壌の搬出をした者の届出の受理 (20) 第16条第4項の規定による同条第1項又は第2項の届出をした者に対する措置命令 (21) 第19条の規定による汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令 (22) 第20条第6項の規定による汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出の受理 (23) 第24条の規定による汚染土壌処理業者に対する改善命令 (24) 第27条第2項の規定による汚染土壌処理施設を処理の事業の用に供した者に対する措置命令 (25) 第54条第1項、第3項及び第4項の規定による報告の徴収又は立入検査
62	土壌汚染対策法施行規則 （平成14年環境省令第29号）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第1条第1項の規定による土壌汚染状況調査の報告期限の延長 (2) 第3条第3項の規定による特定有害物質の種類のお知らせ (3) 第16条第1項の規定による法第3条第1項ただし書の確認の申請の受理 (4) 第16条第4項の規定による承継の届出の受理 (5) 第21条の規定による確認の取消しのお知らせ (6) 第60条第1項の規定による搬出しようとする土壌に係る基準に適合する旨の認定の申請の受理
63	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第12条第1項並びに第13条第1項及び第2項の規定による特定施設の設置等の届出並びに第14条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理 (2) 第15条の規定による特定施設に係る計画の変更又は廃止の命令 (3) 第17条第2項の規定による特定施設の設置又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理方法の変更に係る実施制限期間の短縮 (4) 第18条の規定による氏名の変更等の届出及び第19条第3項の規定による承継の届出の受理 (5) 第22条第1項の規定による特定施設に係る改善又は一時停止の命令（第35条第5項の規定による協議を要するものを除く。）

	<p>(6) 第23条第2項の規定による特定施設の事故の状況の通報の受理</p> <p>(7) 第23条第3項の規定による特定施設の事故に係る措置の命令</p> <p>(8) 第27条第4項の規定による立入調査又は土壌等の集取</p> <p>(9) 第28条第3項の規定による測定結果の報告の受理</p> <p>(10) 第34条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査</p>
64 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）	(1) 第5条の規定による受理書の交付
65 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）	<p>(1) 第17条の規定により、第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすること。</p> <p>(2) 第18条第1項の規定により、管理第一種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。</p> <p>(3) 第48条の規定により、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し、引取り又は第一種特定製品に関する確認及び説明の実施に関し必要な指導及び助言をすること。</p> <p>(4) 第49条第1項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。</p> <p>(5) 第49条第2項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。</p> <p>(6) 第49条第3項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。</p> <p>(7) 第49条第4項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。</p> <p>(8) 第49条第5項の規定により、フロン類の充填若しくは回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。</p> <p>(9) 第49条第6項の規定により、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすること。</p> <p>(10) 第49条第7項の規定により、同条第1項から第6項までの規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(11) 第91条の規定により、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関し報告を求めること。</p> <p>(12) 第92条第1項の規定により、立入検査を行うこと。</p>
66 使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	<p>(1) 第42条第1項の規定により、フロン類の引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすること。</p> <p>(2) 第43条第1項の規定により、フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨を勧告すること。</p> <p>(3) 第43条第4項の規定により、フロン類の引取り又は引渡しをすべき旨を勧告すること。</p> <p>(4) 第43条第6項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(5) 第64条第1項の規定により、報告を求め、又は必要な措置をとるべき旨を勧告すること。</p> <p>(6) 第64条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(7) 第70条の規定により、フロン類の回収の実施の状況等に関し報告を求めること。</p>

	(8) 第71条第1項の規定により、立入検査を行うこと。
67 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)	(1) 第8条の規定による湖沼特定事業場に係る計画変更等の措置命令 (2) 第10条の規定による湖沼特定事業場に係る改善等の措置命令（第12条第4項の規定による協議を要するものを除く。） (3) 第15条第1項及び第16条第1項の規定による指定施設の設置の届出並びに第17条第1項の規定による指定施設の構造等の変更の届出の受理 (4) 第17条第2項の規定による氏名の変更等の届出及び第18条第2項の規定による承継の届出の受理 (5) 第20条第1項及び第2項（第22条において準用する場合を含む。）の規定による改善の勧告又は命令 (6) 第21条第1項（第22条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は立入検査
68 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律第107号)	(1) 第3条第3項（第4条第3項並びに第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公害防止統括者等の選任等の届出の受理 (2) 第6条の2第2項の規定による承継の届出の受理 (3) 第10条の規定による公害防止統括者等の解任の命令 (4) 第11条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査
69 島根県公害防止条例（昭和45年島根県条例第34号）	(1) 第9条第1項及び第10条第1項の規定によるばい煙特定施設の設置等の届出並びに第11条第1項の規定によるばい煙特定施設の構造等の変更の届出の受理 (2) 第12条の規定によるばい煙特定施設に係る計画の変更又は廃止の命令 (3) 第13条第2項の規定によるばい煙特定施設の設置又は構造等の変更に係る実施制限期間の短縮 (4) 第14条（第18条の6及び第26条において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙特定施設に係る使用開始の届出の受理 (5) 第15条（第18条の6及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による氏名の変更等の届出及び第16条第3項（第18条の6及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による承継の届出の受理 (6) 第17条第1項の規定によるばい煙特定施設に係る改善又は一時停止の命令 (7) 第18条の2第1項及び第3項並びに第18条の3第1項の規定による粉じん特定施設の設置等の届出の受理 (8) 第18条の5第1項の規定による粉じん特定施設に係る基準の遵守又は一時停止の命令 (9) 第19条第1項及び第20条第1項の規定による汚水特定施設の設置等の届出並びに第21条第1項の規定による汚水特定施設の設置等の変更の届出の受理 (10) 第22条の規定による汚水特定施設に係る計画の変更又は廃止の命令 (11) 第23条第2項の規定による汚水特定施設の設置又は構造等の変更に係る実施制限期間の短縮 (12) 第24条第1項の規定による汚水特定施設に係る改善又は一時停止の命令 (13) 第36条の規定による深夜騒音に係る改善の勧告 (14) 第45条第1項に規定する報告の徴収又は立入検査

	70 島根県公害防止条例施行規則（昭和46年島根県規則第66号）	(1) 第18条の規定による受理書の交付
保健 環境 科学 研究 所	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(1) 第14条の2第2項の規定による指定提出機関からの検体又は病原体の受理、同条第3項の規定による検査の実施及び同条第4項の規定による検査結果等の報告 (2) 第15条第3項の規定による検体又は病原体の受理及び同条第4項の規定による検査の実施 (3) 第16条の3第7項の規定による検査の実施及び同条第8項の規定による検査結果等の報告 (4) 第26条の3第5項の規定による検査の実施及び同条第6項の規定による検査結果等の報告 (5) 第26条の4第5項の規定による検査の実施及び同条第6項の規定による検査結果等の報告 (6) 第44条の7第5項の規定による検査の実施及び同条第6項の規定による検査結果等の報告 (7) 第50条第1項の規定による新感染症を1類感染症とみなしての措置（第26条の3第7項若しくは第8項又は第26条の4第7項若しくは第8項に規定する措置を除く。）の全部又は一部の実施
	2 食品衛生法施行令	(1) 第5条第2項の規定による検査（松江保健所、雲南保健所、出雲保健所又は隠岐保健所が命令をしたものに限る。）の申請書の受理 (2) 第5条第3項の規定による試験品（松江保健所、雲南保健所、出雲保健所又は隠岐保健所が採取したものに限る。）の検査
児童 相談 所	1 児童福祉法	(1) 第24条の3第1項の規定により、障害児入所給付費の支給の申請を受理すること。 (2) 第24条の3第2項の規定により、障害児入所給付費の支給の要否を決定すること。 (3) 第24条の3第4項の規定により、障害児入所給付費を支給する期間を定めること。 (4) 第24条の3第6項の規定により、入所給付決定保護者に対し、入所受給者証を交付すること。 (5) 第24条の4第1項の規定により、入所給付決定を取り消すこと。 (6) 第24条の4第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、入所受給者証の返還を求めること。 (7) 第24条の5の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所支援に要する費用を負担することが困難であると認めるとともに、第24条の2第2項の規定を適用する場合における額を定めること。 (8) 第24条の7第1項の規定により、特定入所障害児食費等給付費の支給を決定すること。 (9) 第24条の19第1項の規定により、指定障害児入所施設等に関し必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行うこと。 (10) 第24条の19第2項の規定により、指定障害児入所施設等の利用についてあ

- っせん又は調整を行うとともに、指定障害児入所施設等の設置者に対し、利用についての要請を行うこと。
- (11) 第24条の24第1項の規定により、入所者が満18歳に達した後においても、当該入所者が満20歳に達するまで、引き続き障害児入所給付費等を支給すること。
 - (12) 第25条の7第1項第3号の規定により、児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童について市町村が行う報告を受理すること。
 - (13) 第27条第1項の規定により、第26条第1項第1号に規定する児童又は送致のあった児童について措置を採ること。
 - (14) 第27条第2項の規定により、児童の治療等を委託すること。
 - (15) 第27条の2第1項の規定により、保護処分を受けた児童に措置を採ること。
 - (16) 第27条の3の規定により、児童に対する強制的措置を必要とするときに事件を家庭裁判所に送致すること。
 - (17) 第28条第1項の規定により、同項各号に掲げる措置を採ること。
 - (18) 第28条第2項の規定により、家庭裁判所の承認を得て期間を更新すること。
 - (19) 第28条第3項の規定により、引き続き措置を採ること。
 - (20) 第29条の規定により、児童委員又は職員に立入調査等をさせること。
 - (21) 第30条第1項又は第2項の規定により、同居についての届出を受理すること。
 - (22) 第30条の2の規定により、里親等に指示をし、又は報告をさせること。
 - (23) 第31条第2項の規定により、引き続き委託を継続し、又は措置を採ること。
 - (24) 第31条第3項の規定により、児童を引き続き在所させ、若しくは委託を継続し、又は措置を相互に変更する措置を採ること。
 - (25) 第33条第2項の規定により、児童に一時保護を加え、又は一時保護を加えることを委託すること。
 - (26) 第33条第4項の規定により、引き続き一時保護を行うこと。
 - (27) 第33条の6第1項の規定により、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことを児童自立生活援助事業を行う者に委託すること。
 - (28) 第33条の6第2項の規定により、児童自立生活援助の実施の申込書を受理すること。
 - (29) 第33条の6第3項の規定により、県外の共同生活を営むべき住居への入居についての連絡及び調整を行うこと。
 - (30) 第33条の6第4項の規定により、第25条の7第1項第3号又は第26条第1項第5号の規定による報告を受けた児童について、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨すること。
 - (31) 第56条第2項の規定により、第50条第6号の3から第7号の3までに規定する費用を徴収すること。
 - (32) 第56条第5項の規定により、費用の徴収に関し必要があると認めるとき

		に、官公署に対し必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めること。 (33) 第57条の3第3項の規定により、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させること。 (34) 第57条の4第3項の規定により、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めること。
2	児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）	(1) 第1条の2第2項の規定による児童自立生活援助の認定 (2) 第30条の規定による児童福祉司等の指定 (3) 第33条の規定による他の都道府県知事への通知
3	児童福祉法施行規則	(1) 第36条の26第5項の規定により児童自立生活援助の申込みを勧奨すること。 (2) 第36条の41第1項又は第2項の規定による養育里親又は専門里親の申請書を受理すること。 (3) 第36条の42第1項の規定による養育里親又は専門里親の申請に係る要件等についての調査をすること。
4	児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）	(1) 第7条の規定による徴収額の減免の決定
5	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）	(1) 第8条の2第1項の規定による保護者への出頭要求又は児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員（以下この項において「児童委員等」という。）への調査等の命令 (2) 第9条第1項の規定による児童委員等への立入調査等の命令 (3) 第9条の2第1項の規定による保護者への再出頭要求又は児童委員等への再調査等の命令 (4) 第9条の3第1項又は第2項の規定による児童福祉に関する事務に従事する職員への臨検等又は調査等の命令 (5) 第11条第3項の規定による保護者への勧告 (6) 第11条第4項の規定による一時保護の実施若しくはその委託又は必要な措置の実施 (7) 第13条の規定による児童福祉司等からの意見の聴取
6	里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）	(1) 第14条第1項の規定により、報告を受理すること。 (2) 第14条第2項の規定により、事故が発生した場合の届出を受理すること。 (3) 第14条第3項の規定により、養育の継続が困難となった場合の届出を受理すること。 (4) 第16条第2項の規定により、養育の継続の決定をすること。 (5) 第18条の規定により、養育期間の更新をすること。 (6) 第19条第1号又は第2号の規定により、再委託の決定をすること。
食肉 衛生	1	と畜場法 (1) 第7条第6項の規定による衛生管理責任者に係る届出の受理 (2) 第10条第2項において準用する第7条第6項の規定による作業衛生責任者

検査所		<p>に係る届出の受理</p> <p>(3) 第14条第1項から第3項までの規定による獣畜の検査及び同項第2号の規定によると畜場外への持出しの許可</p> <p>(4) 第16条第1号の規定によるとさつ又は解体の禁止並びに同条第2号及び第3号の規定による措置の命令</p> <p>(5) 第17条第1項の規定による必要な報告の徴取又は立入検査の命令</p> <p>(6) 第18条第1項の規定による使用の制限若しくは停止及び同条第2項の規定による業務の停止又はとさつ若しくは解体の禁止</p>
2	と畜場法施行令	<p>(1) 第7条の規定による申請書の受理</p> <p>(2) 第9条の規定による検印の押印</p>
3	食品衛生法	<p>(1) 第26条第1項の規定による検査の命令</p> <p>(2) 第28条第1項の規定による報告の徴収及び臨検若しくは検査又は収去の命令</p> <p>(3) 第30条第2項の規定による監視又は指導の命令</p> <p>(4) 第52条第1項の規定による許可</p> <p>(5) 第52条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第53条第2項の規定による承継の届出の受理</p> <p>(7) 第54条の規定による必要な処置の命令</p> <p>(8) 第55条第1項の規定による許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止</p> <p>(9) 第56条の規定による整備改善の命令又は許可の取消し若しくは営業の禁止若しくは停止</p>
4	食品衛生法施行令	<p>(1) 第5条第1項の規定による必要な措置を講ずべき旨の通知</p> <p>(2) 第5条第3項の規定による試験品の採取</p>
5	食品衛生法施行規則	<p>(1) 第71条の規定による変更の届出の受理</p>
6	食品衛生法施行条例	<p>(1) 第4条第1項の規定による許可証の交付</p> <p>(2) 第5条の規定による廃業、休業又は再開の届出の受理</p> <p>(3) 第6条の規定による集団給食施設の開設の届出の受理</p> <p>(4) 別表第1の第1の1の(6)のイの規定による健康診断を受けるべき旨の指示</p> <p>(5) 別表第1の第4の2の規定による衛生講習会等の受講の指示</p> <p>(6) 別表第1の第7の規定による情報の報告の受理</p>
7	食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令	<p>(1) 第5条第1項第1号の規定による表示事項又は遵守事項に関する指示</p> <p>(2) 第5条第1項第2号の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収等</p> <p>(3) 第5条第1項第3号の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収等</p> <p>(4) 第5条第1項第4号の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等</p> <p>(5) 第5条第1項第5号の規定による販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査</p> <p>(6) 第6条第1項第1号の規定による表示事項又は遵守事項に関する指示</p> <p>(7) 第6条第1項第2号の規定による同項第1号に定める指示に係る措置命令</p> <p>(8) 第6条第1項第3号の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収等</p> <p>(9) 第6条第1項第4号の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係</p>

		<p>のある事業者に対する報告の徴収等</p> <p>(10) 第6条第1項第5号の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等</p> <p>(11) 第6条第1項第6号の規定による販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査</p> <p>(12) 第7条第1項第1号の規定による表示事項又は遵守事項に関する指示</p> <p>(13) 第7条第1項第2号の規定による同項第1号に定める指示に係る措置命令</p> <p>(14) 第7条第1項第3号の規定による食品関連事業者等に対する措置命令又は業務停止命令</p> <p>(15) 第7条第1項第4号の規定による食品関連事業者等に対する報告の徴収等</p> <p>(16) 第7条第1項第5号の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収等</p> <p>(17) 第7条第1項第6号の規定による食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等</p> <p>(18) 第7条第1項第7号の規定による販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査</p>
農林 振興 セン ター	1 島根県ひとにやさしいまちづくり条例	<p>(1) 第14条第1項の規定による適合証交付請求書の受理（農林水産省所管の海岸のうち農地に係るものに限る。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 第14条第2項の規定による適合証の交付</p> <p>(3) 第17条の規定による新築等の届出の受理</p> <p>(4) 第18条の規定による指導及び助言</p> <p>(5) 第19条第2項の規定による立入調査</p>
	2 土地改良法	(1) 第132条第1項の規定による報告の徴収
	3 森林法	<p>(1) 第34条第8項の規定による立木を伐採した旨の届出の受理</p> <p>(2) 第34条第9項の規定による届出の受理</p> <p>(3) 第34条第10項の規定による市町村長への通知</p> <p>(4) 第34条の2第1項の規定による届出の受理</p> <p>(5) 第34条の2第4項（第34条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長への通知</p> <p>(6) 第34条の3第1項の規定による届出の受理</p>
	4 森林法施行規則	(1) 第22条の8第2項の規定による届出の受理
	5 その他の事務	<p>(1) 土地改良登記令の規定による登記の申請に当たり必要な理事等の資格証明書又は土地改良事業該当地証明書の交付</p> <p>(2) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の役員資格証明書の交付</p>
農業 技術 セン ター	1 島根県農業技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第48号）	<p>(1) 第2条の規定により、設備機器貸付申請書を受理すること。</p> <p>(2) 第3条第1項の規定により、機器の貸付けを承認し、設備機器貸付承認書を交付すること。</p> <p>(3) 第3条第3項の規定により、同条第1項の承認に条件を付すこと。</p> <p>(4) 第3条第4項の規定により、借用書を受理すること。</p> <p>(5) 第4条第1項の規定により、設備機器貸付変更承認申請書を受理すること。</p> <p>(6) 第4条第2項の規定により、変更を承認すること。</p>

		(7) 第5条の規定により、設備機器借受け中止届出書を受理すること。 (8) 第8条第1項の規定により、第3条第1項の承認を取り消し、同条第3項の規定により承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命ずること。 (9) 第10条第2項の規定により、貸付料還付請求書を受理すること。
	2 その他の事務	(1) 研究開発及び技術支援を行うために必要となる共同研究契約（相手への支払いが生じる場合は、その金額が2,000万円未満の契約に限る。）又は受託研究契約及びこれらの契約を締結するために必要となる秘密保持契約を締結すること。
農林 大学 校	1 島根県立農林大学校条例 (昭和57年島根県条例第33号)	(1) 第5条の規定により、入学者等を決定すること。 (2) 第8条第1項の規定により、授業料及び寄宿舎使用料の減免を決定すること。 (3) 第8条第3項の規定により、授業料及び寄宿舎使用料の減免を決定すること。
畜産 技術 セン ター	1 島根県畜産技術センター 設備機器貸付規則（平成24 年島根県規則第49号）	(1) 第2条の規定により、設備機器貸付申請書を受理すること。 (2) 第3条第1項の規定により、機器の貸付けを承認し、設備機器貸付承認書を交付すること。 (3) 第3条第3項の規定により、同条第1項の承認に条件を付すこと。 (4) 第4条第1項の規定により、設備機器貸付変更承認申請書を受理すること。 (5) 第4条第2項の規定により、変更を承認すること。 (6) 第5条の規定により、設備機器借受け中止届出書を受理すること。 (7) 第8条第1項の規定により、第3条第1項の承認を取り消し、同条第3項の規定により承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命ずること。 (8) 第10条第2項の規定により、貸付料還付請求書を受理すること。
	2 その他の事務	(1) 研究開発及び技術支援を行うために必要となる共同研究契約（相手への支払いが生じる場合は、その金額が2,000万円未満の契約に限る。）又は受託研究契約及びこれらの契約を締結するために必要となる秘密保持契約を締結すること。
家畜 保健 衛生 所	1 家畜伝染病予防法（昭和 26年法律第166号）	(1) 第4条第1項又は第4条の2第1項の規定による家畜の疾病に関する獣医師からの届出の受理 (2) 第4条の2第3項の規定により、家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずること。 (3) 第7条（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨のらく印、いれずみその他の標識を家畜防疫員に付させること。 (4) 第8条（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書を交付すること。 (5) 第9条又は第30条の規定により、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずること。 (6) 第12条の4第1項の規定による家畜に関する所有者からの定期の報告の受理 (7) 第13条第1項の規定による患畜又は疑似患畜に関する獣医師又は所有者か

		<p>らの届出の受理</p> <p>(8) 第13条第1項ただし書に規定する家畜に係る同項又は同条第2項（第13条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による所有者又は運送業者からの届出の受理</p> <p>(9) 第13条の2第1項の規定による農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜に係る獣医師又は所有者からの届出の受理</p> <p>(10) 第15条の規定による家畜伝染病のまん延防止のための通行の制限又は遮断</p> <p>(11) 第21条第1項ただし書の規定による病性鑑定又は学术研究の用に供するための許可</p> <p>(12) 第24条ただし書の規定による発掘の許可</p> <p>(13) 第26条第1項の規定により、倉庫等の所有者に当該倉庫等を消毒すべき旨を命ずること。</p> <p>(14) 第26条第3項の規定により、倉庫等を家畜防疫員に消毒させること。</p> <p>(15) 第26条第5項の規定により、家畜防疫員に倉庫等に消毒をする設備を設置させること。</p> <p>(16) 第31条第1項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を家畜防疫員に行わせること。</p> <p>(17) 第50条の規定による動物用生物学的製剤の使用の許可</p> <p>(18) 第52条第1項の規定により、報告を求めること。</p>
水産 事務 所	1 島根県ひとにやさしいまちづくり条例	<p>(1) 第14条第1項の規定による適合証交付請求書の受理（農林水産省所管の海岸のうち漁港に係るものに限る。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 第14条第2項の規定による適合証の交付</p> <p>(3) 第17条の規定による新築等の届出の受理</p> <p>(4) 第18条の規定による指導及び助言</p> <p>(5) 第19条第2項の規定による立入調査</p>
	2 漁業法	(1) 第35条の規定による休業の届出の受理
	3 島根県漁業調整規則	(1) 第52条の規定による漁場又は漁具の標識の設置に係る届出の受理
	4 島根県内水面漁業調整規則	(1) 第66条の規定による漁場又は漁具の標識の設置に係る届出の受理
	5 国有財産法	<p>(1) 第8条第2項の規定により、農林水産省所管の国有財産（以下この項において「国有財産」という。）のうち普通財産を管理すること。</p> <p>(2) 第31条の2第1項の規定による国有財産の調査又は測量を行うための他人の占有する土地への立入り</p> <p>(3) 第31条の2第2項の規定による他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においてあらかじめ行う土地の占有者への通知</p> <p>(4) 第31条の3第1項の規定による国有財産の隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して行う境界を確定するための協議</p> <p>(5) 第31条の3第3項の規定による確定された境界に係る書面の作成</p> <p>(6) 第31条の4第1項の規定による国有財産の隣接地の所有者が立会いに応じない場合において、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会いを求めて行う境界を定めるための調査</p>
	6 漁港漁場整備法	(1) 第37条第1項の規定により、漁港施設の形質等の変更、譲渡、賃貸又は収

	<p>去その他の処分の申請をし、又は許可すること。</p> <p>(2) 第39条第1項の規定により、漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設等、土砂の採取、土地の掘削等、汚水の放流等又は水面等の一部の占有を許可すること。</p> <p>(3) 第39条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(4) 第39条第4項の規定により、同条第1項の規定による行為の協議をし、又は国等からの協議を受けること。</p>
7 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則	<p>(1) 第3条の規定により、漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設に係る工事着手届を受理すること。</p> <p>(2) 第4条の規定により、許可又は認可に係る行為の中止等の届出を受理すること。</p> <p>(3) 第5条の規定により、改氏名等の届出を受理すること。</p>
8 島根県漁港管理条例	<p>(1) 第3条第2項の規定により、甲種漁港施設を滅失等した者に対し、原状回復等の指示をすること。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定により、工作物の新築等、土砂の採取又は土地の掘削の承認をすること。</p> <p>(3) 第5条の規定により、港内に停係泊をする船舟に対して移動を命ずること。</p> <p>(4) 第7条第1項の規定により、危険物等を積載した船舟の停係泊の場所を指示すること。</p> <p>(5) 第7条第2項の規定により、危険物等の荷役の許可をすること。</p> <p>(6) 第8条の規定により、漁港の区域内の水域又は甲種漁港施設内の放置物件の除去命令をすること。</p> <p>(7) 第10条第2項の規定により、陸揚又は船積を行う場所等を指示すること。</p> <p>(8) 第10条第3項ただし書の規定により、陸揚又は船積が終わった船舟が指定区域外に移動しないことを許可すること。</p> <p>(9) 第11条の規定により、甲種漁港施設の利用の届出を受理すること。</p> <p>(10) 第12条第1項の規定により、甲種漁港施設の占有又は当該施設に定着する工作物の新築等を許可すること。</p> <p>(11) 第12条第2項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(12) 第13条第1項の規定により、占用料を徴収すること。</p> <p>(13) 第13条第4項（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、占用料を減免すること（水産事務所長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(14) 第13条第5項ただし書（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、占用料を返還すること。</p> <p>(15) 第14条第1項の規定により、土砂採取料等を徴収すること。</p> <p>(16) 第15条第1項の規定により、入出港届を受理すること。</p> <p>(17) 第15条第2項の規定により、漁港入出港状況の報告を受けること。</p>
9 島根県漁港管理条例施行規則	<p>(1) 第10条の規定により、占有等の廃止届等を受理すること。</p>
10 海岸法	<p>(1) 第7条第1項の規定により、海岸保全区域の占有を許可（許可期間の更新の許可を含む。）すること（漁港に係るものに限る。以下この項において同</p>

	<p>じ。)</p> <p>(2) 第8条第1項の規定により、同項各号に掲げる行為を許可すること。</p> <p>(3) 第10条第2項及び第13条第2項の規定により、国等からの協議を受けること。</p> <p>(4) 第12条第1項又は第2項の規定により、第1号及び第2号の許可の取消し等の監督処分をすること。</p> <p>(5) 第13条第1項の規定により、工事の設計及び実施計画について承認すること。</p> <p>(6) 第18条第1項又は第5項の規定により、海岸保全区域に関する調査等のための他人の占有する土地等への立入り又は他人の土地の一時使用の通知をすること。</p> <p>(7) 第20条第1項の規定により、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告等を求め、又は当該海岸保全施設の立入検査を命ずること。</p> <p>(8) 第35条第1項の規定により、第11条の規定に基づく占用料及び土石採取料を納付しない者に対して督促を行うこと。</p> <p>(9) 第35条第3項の規定により、延滞金を徴収すること。</p> <p>(10) 第38条の2の規定により、第1号及び第2号の許可並びに第5号の承認に条件を付すること。</p>
11 島根県海岸占用料等徴収条例	<p>(1) 第3条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること（水産事務所長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。</p>
12 海岸保全区域の占用等に関する規則	<p>(1) 第5条の規定により、海岸保全区域の占用又は行為の許可を受けた者に対し、許可事項の変更について許可すること（水産事務所長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(2) 第6条の規定により、占用者の氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。</p> <p>(3) 第7条の規定により、工事の着手、しゅん工等の届出を受理すること。</p>
13 砂利採取法	<p>(1) 第16条の規定により、砂利採取計画（農林水産部の所掌に属するものに限る。）を認可すること（第43条の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第20条第1項の規定により、第16条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。</p> <p>(3) 第20条第2項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの当該認可に係る採取計画について第20条第1項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。</p> <p>(4) 第20条第3項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの第18条第1項第1号の事項に変更があった旨の届出を受理すること。</p> <p>(5) 第22条の規定により、第16条の認可に係る採取計画に基づいて行われている砂利の採取が第19条に規定する要件に該当することになり、又は該当することとなるおそれがあると認める場合においてはその認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。</p> <p>(6) 第23条第1項の規定により、砂利採取業者に対し砂利の採取に伴う災害の</p>

		<p>防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずること（農林水産部の所掌に属するものに限る。次号、第10号及び第11号において同じ。）。</p> <p>(7) 第23条第2項の規定により、第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者又は第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(8) 第24条の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの砂利の採取を廃止した旨の届出を受理すること。</p> <p>(9) 第31条第1項の規定により、第1号及び第2号の認可に条件を付すること。</p> <p>(10) 第33条の規定により、砂利採取業者に対し、その業務に関し報告をさせること。</p> <p>(11) 第34条第2項の規定により、職員に、砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は質問させること。</p> <p>(12) 第36条第3項の規定により、認可の申請等のあった旨及び認可等の処分をした旨を関係市町村長へ通報すること。</p> <p>(13) 第37条第2項の規定により、市町村長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置をすること。</p>
	14 租税特別措置法施行規則	(1) 第15条第2項に規定する証明（所管事業に係るものに限る。）
	15 その他の事務	<p>(1) 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地に係る登記の囑託</p> <p>(2) 漁港施設の境界確認に関する次に掲げる事務</p> <p>ア 漁港施設と隣接する土地との境界の確認</p> <p>イ 漁港施設に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意</p> <p>(3) 工事の共同施行に関する協議及び協定の締結</p> <p>(4) 工事の受託施行に関する協議及び契約の締結</p> <p>(5) 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。</p>
水産 技術 センター	1 島根県水産技術センター 設備機器貸付規則（平成24 年島根県規則第50号）	<p>(1) 第2条の規定により、設備機器貸付申請書を受理すること。</p> <p>(2) 第3条第1項の規定により、機器の貸付けを承認し、設備機器貸付承認書を交付すること。</p> <p>(3) 第3条第3項の規定により、同条第1項の承認に条件を付すること。</p> <p>(4) 第3条第4項の規定により、借用書を受理すること。</p> <p>(5) 第4条第1項の規定により、設備機器貸付変更承認申請書を受理すること。</p> <p>(6) 第4条第2項の規定により、変更を承認すること。</p> <p>(7) 第5条の規定により、設備機器借受け中止届出書を受理すること。</p> <p>(8) 第8条第1項の規定により、第3条第1項の承認を取り消し、同条第3項の規定により承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命ずること。</p> <p>(9) 第10条第2項の規定により、貸付料還付請求書を受理すること。</p>
産業	1 島根県産業技術センター	(1) 第3条第1項の規定による設備機器の使用の承認

技術 セン ター	条例（平成13年島根県条例第49号）	<ul style="list-style-type: none"> (2) 第3条第3項の規定により同条第1項の承認に条件を付すること。 (3) 第4条の規定により設備機器の使用の承認を取り消し、承認に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。 (4) 第5条第5項ただし書の規定により納付期限を定めること。 (5) 第6条の規定により使用料等を減免すること。 (6) 別表の備考第5号の規定により同表に定める手数料に加算する特別の経費（職員の派遣に係る経費を除く。）の額を定めること。
	2 島根県産業技術センター 条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第3条の規定による設備機器使用申請書の受理 (2) 第4条の規定による設備機器使用承認書の交付 (3) 第5条第1項の規定による設備機器使用変更承認申請書の受理 (4) 第6条の規定による設備機器使用中止届出書の受理 (5) 第7条の規定による使用終了の届出の受理 (6) 第12条第1項の規定による使用料等減免申請書の受理 (7) 第12条第2項の規定による使用料等減免決定通知書の交付 (8) 第13条第2項の規定による使用料還付請求書の受理
	3 島根県立産業高度化支援 センター条例（平成13年島根県条例第18号）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第4条第1項の規定により、施設等の使用又は承認事項の変更を承認すること（産業技術センターの所掌に属するものに限る。以下この項において同じ。）。 (2) 第4条第5項の規定により、同条第1項の承認に条件を付すること。 (3) 第5条第1項の規定により、第4条第3項の使用承認期間を更新すること。 (4) 第6条の規定により、第4条第1項の承認を取り消し、同条第5項の規定により承認に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。 (5) 第8条の規定により、使用料を減免すること。 (6) 第9条ただし書の規定により、使用料の全部又は一部を還付すること。 (7) 第13条の規定により、同条各号に掲げる行為を承認すること。 (8) 第13条第4号の規定により、その他の行為を定めること。 (9) 第14条第4号の規定により、その他の費用を定めること。 (10) 別表の1の備考第3号の規定により、駐車場のうち指定駐車場の区画を指定すること。
	4 島根県立産業高度化支援 センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第2条の規定により、センターの利用を制限すること（産業技術センターの所掌に属するものに限る。以下この項において同じ。）。 (2) 第4条第1項第5号の規定により、その他必要と認める書類を定めること。 (3) 第5条の規定により、使用承認書を交付すること。 (4) 第6条第2項の規定により、使用承認書に変更に係る事項を記載して返付すること。 (5) 第7条第1項の規定により、使用承継承認申請書を受理すること。 (6) 第7条第2項の規定により、使用の承継を承認すること。 (7) 第7条第3項の規定により、使用承認書に承継に係る事項を記載して返付すること。 (8) 第8条第1項第4号の規定により、その他必要と認める書類を定めるこ

		と。 (9) 第8条第2項の規定により、使用承認書に更新に係る事項を記載して返付すること。 (10) 第10条第3項の規定により、必要と認める納付時期を定めること。 (11) 第11条第2項の規定により、使用承認書に減免に係る事項を記載して返付すること。 (12) 第12条第1項の規定により、使用辞退届出書を受理すること。 (13) 第14条第2項の規定により、使用料還付請求書を受理すること。 (14) 第15条第2項の規定により、改造等承認書を交付すること。 (15) 第15条第3項の規定により、改造等の完了の届出を受理し、点検すること。 (16) 第16条の規定により、事業の報告を受けること。 (17) 第19条第2項の規定により、使用終了届出書を受理し、点検すること。 (18) 第19条第3項の規定により、使用終了事前届出書を受理すること。 (19) 第20条第3項の規定により、センター内で寄附金の募集等を行うことを許可すること。 (20) 第20条第8号の規定により、その他の事項を定めること。 (21) 第21条第1項の規定により、施設又は設備の損壊又は滅失の届出を受理し、指示すること。 (22) 第21条第2項の規定により、同項各号に掲げる事項の届出を受理すること。 (23) 別表第1の1の表の電気設備及び電話設備の使用料並びに別表第1の2の表の設備の使用料を定めること。
	5 その他の事務	(1) 研究開発及び技術支援を行うために必要となる共同研究契約（相手への支払いが生じる場合は、その金額が2,000万円未満の契約に限る。）又は受託研究契約及びこれらの契約を締結するために必要となる秘密保持契約を締結すること。
県土整備事務所	1 島根県ひとにやさしいまちづくり条例	(1) 第14条第1項の規定による適合証交付請求書の受理（農林水産省所管の海岸に係るものを除く。） (2) 第14条第2項の規定による適合証の交付 (3) 第17条の規定による新築等の届出の受理 (4) 第18条の規定による指導及び助言 (5) 第19条第2項の規定による立入調査
	2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(1) 第43条第1項の規定により、立入検査をすること。
	3 道路法	(1) 第20条第1項の規定により、兼用工作物（堤防に限る。第22号において同じ。）の管理について協議すること。 (2) 第22条第1項の規定により、道路を損傷し、又は汚損した行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該行為者に施行させること。 (3) 第22条の2の規定により、維持修繕協定を締結すること。 (4) 第24条の規定により、次に掲げる道路に関する工事の設計及び実施計画について承認すること。

- ア 地下埋設管の類を設ける場合
 イ 法面を埋め立てる場合
 ウ 法面を切り取る場合
 エ 通路を設ける場合
 オ 道路に他の道路を交差させ、又は接続させる場合
- (5) 第32条第1項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次に掲げる場合の道路の占用を許可すること。
- ア 道路に次に掲げる工作物、物件又は施設を設ける場合
- (7) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 (4) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件（外径が25センチメートル以上で道路の上空に設置するもの及び圧力が20キログラム毎平方センチメートル以上の高圧ガス管を除く。）
 (7) 索道及びその保安施設
 (エ) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 (オ) 通路、浄化槽その他これらに類する施設（地下街及び地下室を除く。）
 (カ) 露店、商品置場その他これらに類する施設
 (キ) 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
 (ク) 太陽光発電設備及び風力発電設備
 (ケ) 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
 (コ) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
 (ク) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
 (シ) 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 (ス) トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
 (セ) 建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
 (7) 道路の区域内の地面に設ける自転車、道路運送車両法に規定する原動機付自転車又は小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止めその他の器具
- イ アに掲げる場合以外の場合
- (7) 占用の期間が1月に満たないとき。
 (4) 島根県道路管理規則第5条第2項の規定により、道路の占用の許可を更新するものであるとき。
- (6) 第32条第3項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、許可事項の変更の許可をすること（前号に掲げる場合以外のものにあつ

- ては、軽易な変更に限る。) 。
- (7) 第32条第5項 (第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定により、道路の占用の許可について管轄警察署長に協議すること。
- (8) 第34条 (第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定により、第32条第1項及び第3項の許可に対して必要な条件を付すること (県土整備事務所長の権限に属するものに限る。第32号において同じ。) 。
- (9) 第35条 (第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定により、第5号及び第6号に掲げる場合の国等の行う道路の占用についての協議を受けること。
- (10) 第40条第2項の規定により、道路占用者に対して、道路の原状の回復又は道路を原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすること。
- (11) 第43条の2の規定により、車両を運転している者に対し、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずること。
- (12) 第44条の2第1項 (第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定により違法放置物件を除去すること。
- (13) 第44条の2第2項 (第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定により違法放置物件を保管すること。
- (14) 第44条の2第3項 (第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定により違法放置物件の返還のための公示を行うこと。
- (15) 第44条の2第4項 (第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定により違法放置物件を売却し、売却代金を保管すること。
- (16) 第44条の2第5項 (第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定により違法放置物件を廃棄すること。
- (17) 第46条第1項の規定により、道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- (18) 第47条第3項の規定によりトンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、安全であると認められる限度を超える車両の通行を禁止し、又は制限すること。
- (19) 第47条の2第1項の規定により、第47条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両の通行を許可すること。
- (20) 第47条の4第1項の規定により、車両の通行の中止等に関する措置を命ずること。
- (21) 第47条の5の規定により、道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に、道路標識を設置すること。
- (22) 第55条第1項の規定により兼用工作物の管理に関する費用の負担について協議すること。
- (23) 第58条第1項の規定により、道路を損傷し、又は汚損した行為を行った者に対して道路に関する工事又は道路の維持の費用を負担させること。
- (24) 第67条の2第1項の規定により車両を移動すること。
- (25) 第67条の2第2項の規定により警察署長の意見を聴くこと。
- (26) 第67条の2第3項の規定により車両を保管すること。
- (27) 第67条の2第4項の規定により車両を返還するために必要な措置を講ずる

	<p>こと。</p> <p>(28) 第67条の2第5項の規定により車両を移動すること。</p> <p>(29) 第71条第1項又は第2項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更すること（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。）又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずること。</p> <p>(30) 第73条第1項の規定により、負担金等を納付しない者に対して督促を行うこと。</p> <p>(31) 第73条第3項の規定により、負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収すること。</p> <p>(32) 第87条第1項の規定により、第4号及び第5号に掲げる場合の承認又は許可に必要な条件を付すること。</p> <p>(33) 第95条の2第1項の規定により、道路に区画線を設け、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、若しくは道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築を行おうとするときに公安委員会の意見を聴き、並びに道路の通行の禁止又は制限の内容及び理由を通知すること。</p> <p>(34) 第95条の2第2項の規定により、第45条第1項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第46条第1項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときに公安委員会に協議すること。</p>
4 災害対策基本法	<p>(1) 第76条の6第1項の規定により、管理する道路について区間を指定すること。</p> <p>(2) 第76条の6第1項の規定により、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>(3) 第76条の6第2項の規定により、指定道路区間を周知させる措置をとること。</p> <p>(4) 第76条の6第3項の規定により、道路管理者が自ら同条第1項の規定による措置をとること。</p> <p>(5) 第76条の6第4項の規定により、必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。</p> <p>(6) 第76条の7の規定により、市町村道の道路管理者に対し、第76条の6第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示すること。</p>
5 災害対策基本法施行令	<p>(1) 第33条の3第1項の規定により、公安委員会に通知すること。</p>
6 島根県道路占用料徴収条例	<p>(1) 第3条第1項の規定により、占用料の減免をすること（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(2) 第5条第1項ただし書の規定により、占用料を還付すること。</p>
7 島根県道路管理規則	<p>(1) 第2条第2項の規定により、道路工事の変更の承認をすること（県土整備</p>

		<p>事務所長の権限に属するもの及び軽易な変更に係るものに限る。)</p> <p>(2) 第3条第1項又は第8条第1項(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、承認(占有)工事着手届を受理し、必要な指示を与えること。</p> <p>(3) 第3条第2項又は第8条第2項(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、承認(占有)工事完了届を受理し、検査を行うこと。</p> <p>(4) 第4条又は第9条(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、道路工事承認(道路占有許可)標識の表示を指示すること。</p> <p>(5) 第5条第3項(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、道路占有工事計画書を受理事務所長の権限に属するものに限る。)</p> <p>(6) 第7条の規定により、道路占有料還付申請書を受理事務所長の権限に属するものに限る。)</p> <p>(7) 第11条(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、道路の占有の権利譲渡を承認すること。</p> <p>(8) 第12条第1項(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、道路占有廃止届を受理事務所長の権限に属するものに限る。)</p> <p>(9) 第12条第2項(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、道路原状回復届を受理事務所長の権限に属するものに限る。)</p> <p>(10) 第13条第1項(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、変更届及び道路維持届を受理事務所長の権限に属するものに限る。)</p>
8	道路交通法	<p>(1) 第79条の規定により、所轄警察署長の行う道路の使用許可に関して協議を受けること。</p> <p>(2) 第80条第1項の規定により、道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行おうとするときに所轄警察署長に協議すること。</p> <p>(3) 第110条の2第3項の規定により、道路標識等による交通規制について公安委員会に対し意見を述べ、及び交通の規制に係る事項の通知を受けること。</p>
9	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	<p>(1) 第3条第2項の規定により、あらかじめ意見を聴くこと。</p> <p>(2) 第5条第2項の規定により、電線共同溝の占有の許可を申請した者の意見を聴くこと。</p> <p>(3) 第10条の規定により占有予定者に電線共同溝の占有の許可をすること。</p> <p>(4) 第11条第1項の規定により占有予定者であった者以外の者に電線共同溝の占有の許可をすること。</p> <p>(5) 第12条第1項の規定により電線共同溝の占有に係る変更の許可をすること。</p> <p>(6) 第15条第1項の規定により電線共同溝の占有に係る権利の譲渡について承認すること。</p> <p>(7) 第16条第2項の規定により工事の中止又は電線の構造等の基準の遵守について必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(8) 第17条第1項の規定により電線の改造、移転又は除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(9) 第18条の規定により、電線共同溝を占有する者の意見を聴くこと。</p> <p>(10) 第20条第2項の規定により原状回復について必要な指示をすること。</p>

	<p>(11) 第21条の規定により国の行う電線共同溝の占用又は占用に係る権利の譲渡について協議を受けること。</p> <p>(12) 第25条において準用する道路法第73条の規定による第7条第1項（第8条第3項において準用する場合を含む。）、第13条第1項又は第19条の規定に基づく負担金の徴収に関すること。</p> <p>(13) 第26条の規定により、占用の許可若しくは承認を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は占用予定者の地位を取り消すこと。</p>
10 国有財産法	<p>(1) 第8条第2項の規定により、国土交通省所管の国有財産（以下この項において「国有財産」という。）のうち普通財産を管理すること。</p> <p>(2) 第31条の2第1項の規定により、国有財産の調査又は測量を行うため他人の占有する土地に立ち入ること。</p> <p>(3) 第31条の2第2項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合において、あらかじめ土地の占有者にその旨通知すること。</p> <p>(4) 第31条の3第1項の規定により、国有財産の隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して境界を確定するための協議を求めること。</p> <p>(5) 第31条の3第3項の規定により、書面により確定された境界を明らかにすること。</p> <p>(6) 第31条の4第1項の規定により、国有財産の隣接地の所有者が立会いに応じない場合において、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会いを求めて境界を定めるための調査を行うこと。</p>
11 島根県法定外公共用財産 占用料等徴収条例	<p>(1) 第4条の規定により、占用料等の全部又は一部を減免すること（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。）。</p>
12 島根県法定外公共用財産 の占用等に関する規則	<p>(1) 第3条の規定により、法定外公共用財産の使用及び収益（国土交通大臣の承認を要するものを除く。）の許可をすること。</p> <p>(2) 第6条の規定により、法定外公共用財産の占用期間の更新を許可すること。</p> <p>(3) 第7条の規定により、第3条又は第6条の許可事項の変更を許可すること。</p> <p>(4) 第8条第1項ただし書又は第2項の規定により、第3条又は第6条の許可に係る権利の譲渡等又は許可を受けた者の地位の承継を許可すること。</p> <p>(5) 第9条の規定により、行為廃止の届出を受理すること。</p> <p>(6) 第10条の規定により、許可の取消し等をし、又は行為の中止等の措置を命ぜること（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(7) 第11条第2項の規定により、法定外公共用財産の原状回復等について指示すること。</p>
13 河川法	<p>(1) 第16条の3第1項の規定により市町村長の行う河川工事等について協議を受けること。</p> <p>(2) 第17条第1項の規定により、兼用工作物（道路を兼ねる堤防に限る。第24号において同じ。）の工事等について協議すること。</p> <p>(3) 第18条の規定により、工事原因者に工事の施行等を行わせること。</p> <p>(4) 第20条の規定により、河川管理者以外の者の行う河川工事等について承認</p>

- すること（国土交通大臣の認可又は承認を要するもの、中国地方整備局長との協議を要するもの、他県との協議を要するもの、2以上の県土整備事務所の所管区域にわたるもの、流水占用の許可又は登録を伴うもの及びダムに係るものを除く。第6号から第9号まで及び第17号から第20号までにおいて同じ。）。
- (5) 第22条第1項又は第2項の規定により、洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において緊急措置をとること。
- (6) 第24条の規定により、土地の占用を許可すること（許可期間の更新を許可することを含む。）。
- (7) 第25条の規定により、土石等の採取を許可すること。
- (8) 第26条第1項の規定により、工作物の新築等を許可すること。
- (9) 第27条第1項の規定により、土地の掘削等を許可すること。
- (10) 第30条第1項又は第2項の規定により、工作物（ダムを除く。）の工事の完成検査をし、又は工事の完成前における当該工作物の一部使用を承認すること。
- (11) 第31条第1項の規定により、第26条第1項の許可に係る工作物（流水の占用を伴うものを除く。次号において同じ。）の用途廃止の届出を受理すること。
- (12) 第31条第2項の規定により、第26条第1項の許可に係る工作物の除去等を命ずること。
- (13) 第32条第4項の規定により、国土交通大臣からの第24条及び第25条の許可をした旨の通知を受理すること（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。次号及び第15号において同じ。）。
- (14) 第33条第3項（第55条第2項、第57条第3項、第58条の4第2項及び第58条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により、第24条から第27条までの許可を受けた者の一般承継人からその地位を承継した旨の届出を受理すること。
- (15) 第34条第1項の規定により、第24条及び第25条の許可に基づく権利の譲渡を承認すること。
- (16) 第37条の2の規定により、第6号、第8号及び前号に係る事項について、水防管理団体又は水防協力団体からの協議を受けること。
- (17) 第55条第1項の規定により、河川保全区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。
- (18) 第57条第1項の規定により、河川予定地における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。
- (19) 第58条の4第1項の規定により、河川保全立体区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。
- (20) 第58条の6第1項の規定により、河川予定立体区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。
- (21) 第58条の8第1項及び第3項の規定により、河川協力団体を指定し、団体の名称等の変更届を受理すること。
- (22) 第58条の10第1項から第3項までの規定により、河川協力団体から河川管

	<p>理上必要な報告を徴し、必要な措置を講ずべきことを命じ、命令に違反したときは指定を取り消すこと。</p> <p>(23) 第58条の12の規定により、第4号、第6号から第9号まで及び第15号に係る事項について、河川協力団体からの協議を受けること。</p> <p>(24) 第66条の規定により、兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。</p> <p>(25) 第74条第1項の規定により、流水占用料等を納付しない者に対して督促を行うこと。</p> <p>(26) 第74条第5項の規定により、延滞金を徴収すること。</p> <p>(27) 第75条第1項又は第2項の規定により、第4号、第10号及び第15号の承認並びに第6号から第9号まで及び第17号から第20号までの許可の取消し等の監督処分をすること。</p> <p>(28) 第78条第1項の規定により、許可又は承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又は職員に工事その他の行為に係る場所に立ち入らせ、工事その他の行為の状況等を検査させること（急を要する場合に限る。）。</p> <p>(29) 第89条第1項、第2項、第3項及び第6項の規定により、調査、工事等のための立入り等を行うこと。</p> <p>(30) 第90条第1項の規定により、第4号、第6号から第10号まで、第15号及び第17号から第20号までの承認若しくは許可又は次号の回答に必要な条件を付すること。</p> <p>(31) 第95条の規定により、第4号、第6号から第10号まで、第15号及び第17号から第20号までに係る事項について国からの協議を受けること。</p> <p>(32) 第99条第1項の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を地方公共団体等に委託すること。</p> <p>(33) 第99条第2項の規定により、第4号、第6号から第9号まで及び第15号に係る事項について地方公共団体等からの協議を受けること。</p>
14 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則	<p>(1) 第2条の規定により、工作物の管理者に附帯工事の施行の通知をすること。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定により、附帯工事の施行に関する計画を定め、これを工作物の管理者に通知すること。</p> <p>(3) 第4条第3項の規定により、附帯工事に要する費用の負担について工作物の管理者と協定を結ぶこと。</p> <p>(4) 第8条の規定により、工作物の引継ぎをすること。</p>
15 島根県流水占用料等徴収条例	<p>(1) 第2条各項の規定により、流水占用料等を徴収すること（発電のための流水の占用に係るものを除く。以下この項において同じ。）。</p> <p>(2) 第3条第2項の規定により、流水占用料等の全部又は一部を免除すること。</p> <p>(3) 第4条ただし書の規定により、流水占用料等の全部又は一部を還付すること。</p>
16 海岸法	<p>(1) 第7条第1項の規定により、海岸保全区域の占用を許可（許可期間の更新の許可を含む。第11号において同じ。）すること（土木部の所掌に属するもの及び農地に係るものに限る。以下この項において同じ。）。</p>

	<p>(2) 第8条第1項の規定により、同項各号に掲げる行為を許可すること。</p> <p>(3) 第10条第2項（第37条の8において準用する場合を含む。）及び第13条第2項の規定により、国等からの協議を受けること。</p> <p>(4) 第12条第1項又は第2項の規定により、第1号及び第2号の許可の取消し等の監督処分をすること。</p> <p>(5) 第13条第1項の規定により、工事の設計及び実施計画について承認すること。</p> <p>(6) 第15条の規定により、兼用工作物（道路を兼ねる堤防に限る。第10号において同じ。）の工事等について協議すること。</p> <p>(7) 第16条第1項の規定により、工事原因者に工事の施行等をさせること。</p> <p>(8) 第18条第1項、第2項又は第5項の規定（第37条の8において準用する場合を含む。）により、海岸保全区域に関する調査等のための他人の占有する土地等への立入り又は他人の土地の一時使用の通知等をすること。</p> <p>(9) 第20条第1項の規定により、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告等を求め、又は当該海岸保全施設の立入検査を命ずること。</p> <p>(10) 第30条の規定により、兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。</p> <p>(11) 第35条第1項の規定により、第11条の規定に基づく占用料及び土石採取料を納付しない者に対して督促を行うこと。</p> <p>(12) 第35条第3項の規定により、延滞金を徴収すること。</p> <p>(13) 第37条の4の規定により、一般公共海岸区域の占用の許可を行うこと。</p> <p>(14) 第37条の5の規定により、同条各号に掲げる行為を許可すること。</p> <p>(15) 第37条の8において準用する第12条第1項又は第2項の規定により、前2号の許可の取消し等の監督処分をすること。</p> <p>(16) 第38条の2第1項の規定により、第1号、第2号、第11号及び第12号の許可並びに第5号の承認に条件を付すること。</p>
17 島根県海岸占用料等徴収条例	<p>(1) 第3条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。</p>
18 海岸保全区域の占用等に関する規則	<p>(1) 第5条の規定により、海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用又は行為の許可を受けた者に対し、許可事項の変更について許可すること。</p> <p>(2) 第6条の規定により、占用者の氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。</p> <p>(3) 第7条の規定により、工事の着手、しゅん工等の届出を受理すること。</p>
19 砂利採取法	<p>(1) 第16条の規定により、砂利採取計画（土木部の所掌に属するものに限る。）を認可すること（第43条の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第20条第1項の規定により、第16条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。</p> <p>(3) 第20条第2項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの当該認可に係る採取計画について第20条第1項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。</p> <p>(4) 第20条第3項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの第</p>

		<p>18条第1項第1号又は第2号の事項に変更があった旨の届出を受けること。</p> <p>(5) 第22条の規定により、第16条の認可に係る採取計画に基づいて行われている砂利の採取が第19条に規定する要件に該当することになり、又は該当することとなるおそれがあると認める場合においてはその認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。</p> <p>(6) 第23条第1項の規定により、砂利採取業者に対し砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずること（土木部の所掌に属するものに限る。次号、第11号、第12号及び第15号において同じ。）。</p> <p>(7) 第23条第2項の規定により、第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者又は第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(8) 第24条の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの砂利の採取を廃止した旨の届出を受理すること。</p> <p>(9) 第26条の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずること。</p> <p>(10) 第31条第1項の規定により、第1号及び第2号の認可に条件を付すること。</p> <p>(11) 第33条の規定により、砂利採取業者に対し、その業務に関し報告をさせること。</p> <p>(12) 第34条第2項又は第3項の規定により、職員に、砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は質問させること。</p> <p>(13) 第36条第3項の規定により、認可の申請等のあった旨及び認可等の処分をした旨を関係市町村長へ通報すること。</p> <p>(14) 第37条第2項の規定により、市町村長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置をすること。</p> <p>(15) 第38条第1項の規定により、第26条の規定による命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。</p>
20 採石法		<p>(1) 第33条の規定により、採取計画を認可すること（第42条の2の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第33条の5第1項の規定により、第33条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。</p> <p>(3) 第33条の5第2項の規定により、第33条の認可を受けた採石業者からの当該認可に係る採取計画について第33条の5第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。</p> <p>(4) 第33条の5第4項の規定により、第33条の認可を受けた採石業者からの第33条の3第1項第1号又は第2号の事項に変更があった旨の届出を受理すること。</p> <p>(5) 第33条の6の規定により、第33条の認可又は第33条の5第1項の規定によ</p>

	<p>る変更の認可に係る処分をする場合に、関係市町村長の意見を聴くとともに、これらの処分をしたときに、その旨を当該関係市町村長に通報すること。</p> <p>(6) 第33条の7の規定により、第33条の認可又は第33条の5第1項の規定による変更の認可に条件を付すること。</p> <p>(7) 第33条の9の規定により、第33条の認可に係る採取計画に基づいて行われている岩石の採取が第33条の4に規定する要件に該当することになると認める場合は、その認可を受けた採石業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。</p> <p>(8) 第33条の10の規定により、第33条の認可を受けた採石業者からの岩石の採取を引き続き6月以上休止しようとする旨、又は当該岩石の採取を廃止した旨の届出を受理すること。</p> <p>(9) 第33条の12の規定により、第33条の認可を受けた採石業者に対し、当該認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずること。</p> <p>(10) 第33条の13第1項の規定により、採石業者に対し岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずること。</p> <p>(11) 第33条の13第2項の規定により、第32条の規定に違反して採石業を行った者又は第33条若しくは第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行った者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(12) 第33条の14第2項の規定により、市町村長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置をすること。</p> <p>(13) 第33条の17の規定により、岩石採取場において岩石の採取を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずること。</p> <p>(14) 第34条の4第1項の規定により、第33条の12の規定による命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。</p> <p>(15) 第42条第1項の規定により、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又は職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させること。</p>
21 採石業の適正な実施の確保に関する条例	<p>(1) 第2条第4号の規定により、表土等のたい積を行う場所その他採取に付随する場所として認めること。</p> <p>(2) 第4条第2項の規定により、被保証人である採石業者が採取跡の措置を行うことが困難であると認めること。</p> <p>(3) 第6条第2項第3号の規定により、保証人が採取跡の措置を完了した旨の届出を受理すること。</p> <p>(4) 第8条第2項の規定により、認可の期間を変更すること。</p> <p>(5) 第9条の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者を立ち合わせて、岩石採取場又は採取跡を調査すること。</p> <p>(6) 第10条第2項の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者が新たな保証人を立てた場合に、その旨の届出を受理すること。</p>

	<p>(7) 第10条第3項の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者が新たな保証人を立てることができない場合に、その旨の届出を受理すること。</p> <p>(8) 第11条第1項の規定により、前年における岩石の採取の状況の報告を受けること。</p> <p>(9) 第11条第2項の規定により、事故が発生した旨の報告を受けること。</p> <p>(10) 第12条第2項の規定により、採取跡の状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、採取跡の措置が認可採取計画に定められた措置に適合していることの確認を行うこと。</p> <p>(11) 第13条の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>(12) 第14条第1項の規定により、採石業者から岩石の採取の状況等に関し報告をさせ、又は職員に採石業者に係る岩石採取場等に立ち入り、岩石の採取の状況等を検査させること。</p>
22 採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則	<p>(1) 第3条の規定により、保証人が計画を定めて行う措置を認めること。</p> <p>(2) 第13条第2項の規定により、書類を省略することを認めること。</p> <p>(3) 第14条第1項の規定により、期間を定めること。</p> <p>(4) 第14条第2項の規定により、法令等を遵守し、現場管理が優秀であると認め、認可の期間を定めること。</p> <p>(5) 第14条第3項の規定により、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であると認め、認可の期間を定めること。</p> <p>(6) 第14条第4項の規定により、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であり、かつ、採取跡の措置を適正に行った実績があると認め、認可の期間を定めること。</p> <p>(7) 第14条第5項又は第6項の規定により、認可の期間を変更し、同条第7項の規定により、その旨を通知すること。</p> <p>(8) 第15条第3項の規定により、認可の期間を変更する旨を通知すること。</p> <p>(9) 第17条第2項の規定により、採取跡の措置が完了したとき、届出を受理し、確認を行うこと。</p> <p>(10) 第17条第3項の規定により、採取跡の措置が認可採取計画に定められた措置に適合しないと認めること。</p>
23 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例（平成23年島根県条例第15号）	<p>(1) 第3条ただし書の規定により、開場時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条第2項の規定により、休業日を変更すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の規定により、施設等の使用を許可すること。</p> <p>(4) 第5条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(5) 第6条の規定により、許可を取り消し、許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。</p> <p>(6) 第7条第2項ただし書の規定により、別に納期限を定めること。</p> <p>(7) 第8条の規定により、使用料を減免すること。</p> <p>(8) 第9条ただし書の規定により、使用料の全部又は一部を還付すること。</p> <p>(9) 第11条の規定により、スポーツ施設への入場を拒否し、又はスポーツ施設から退去させること。</p>
24 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規	<p>(1) 第2条の規定により、島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用（変更）許可申請書を受理すること。</p>

則（平成23年島根県規則第9号）	<p>(2) 第3条第1項の規定により、島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用（変更）許可書を交付すること。</p> <p>(3) 第4条第2項の規定により、島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用料減免申請書を受理すること。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定により、島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用料還付申請書を受理すること。</p> <p>(5) 第6条の規定により、必要な事項を定めること。</p>
25 港湾法	<p>(1) 第34条において準用する第12条第1項第5号の規定により、係留施設を利用する船舶に対し必要な規制を行うこと。</p> <p>(2) 第34条において準用する第12条第1項第5号の2の規定により、出入港船舶から届出を受理すること。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定により、港湾区域等の区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為（第46条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に該当するものを除く。）を許可すること。</p> <p>(4) 第37条第3項の規定により、国等からの協議を受けること（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(5) 第38条の2第1項の規定により、臨港地区内において同項各号に掲げる行為について届出を受理すること。</p> <p>(6) 第38条の2第4項の規定により、届出事項の変更の届出を受理すること。</p> <p>(7) 第38条の2第9項の規定により、国等からの通知を受理すること。</p> <p>(8) 第56条第1項の規定により、指定水域内において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、又は土砂を採取することを許可すること。</p> <p>(9) 第56条の3第1項の規定により、水域において水域施設等を建設し、又は改良しようとする者からの届出を受理すること。</p> <p>(10) 第56条の3第3項の規定により、国等からの通知を受理すること。</p>
26 島根県港湾施設条例	<p>(1) 第3条第1項の規定により、港湾施設の利用を許可すること（港湾法第46条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に該当するもの及び国土交通省港湾局長との協議を要するものを除く。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第3条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(3) 第5条第2項の規定により、使用料を減免すること（県土整備事務所長の許可に係るものに限る。）。</p> <p>(4) 第8条の規定により、港湾施設の利用許可を取り消し、又は条件を変更すること。</p>
27 島根県港湾施設条例施行規則	<p>(1) 第2条第1項又は第2項の規定により、許可申請書を受理すること。</p> <p>(2) 第2条第4項の規定により、変更許可申請書を受理すること。</p> <p>(3) 第5条の規定により、着手又は完成の届出を受理すること。</p>
28 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例	<p>(1) 第3条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。</p>
29 港湾区域及び港湾隣接地	<p>(1) 第4条の規定により、許可申請書を受理すること。</p>

域内の占用等に関する規則	<p>(2) 第5条の規定により、変更許可申請書を受理すること。</p> <p>(3) 第6条の規定により、氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。</p> <p>(4) 第7条第2項の規定により、更新許可申請書を受理すること。</p>
30 砂防法	<p>(1) 第22条の規定により、砂防工事のため必要な土石、砂れき、芝草等の供給を受けること。</p> <p>(2) 第22条ただし書の規定により補償金を供託すること。</p> <p>(3) 第23条第1項の規定により、指定土地等に立ち入り、又はこれらの土地を材料置場等に使用し、又は障害物を除却すること。</p>
31 砂防法施行規程	<p>(1) 第6条の規定により、土石等を供給させる場合に供給物件の種類等をその所有者又は市町村長に通知すること。</p> <p>(2) 第7条の規定により、土地を材料置場等に供しようとする場合にその場所又は障害物を所有者又は市町村長に通知すること。</p> <p>(3) 第8条の規定により、砂防工事の施行について土地の所有者又は市町村長に通知すること。</p>
32 島根県砂防指定地管理条例	<p>(1) 第4条第1項の規定により、砂防指定地における行為を許可すること（砂防指定地の解除又は砂防設備の公用廃止を伴うものを除く。第3号、第4号、第7号及び第10号から第12号までにおいて同じ。）。</p> <p>(2) 第4条第3項の規定により、許可に条件を付すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の規定により、砂防設備の占用を許可すること。</p> <p>(4) 第6条の規定により、砂防指定地における行為の協議に同意すること。</p> <p>(5) 第7条第1項の規定により、許可の期間を定めること。</p> <p>(6) 第7条第2項の規定により、許可の更新の許可をすること。</p> <p>(7) 第8条第1項の規定により、許可内容の変更の許可をすること。</p> <p>(8) 第9条の規定により、着手、完了、中止及び廃止の届出並びに住所、氏名等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(9) 第10条第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(10) 第11条の規定により、地位の譲渡を許可すること。</p> <p>(11) 第12条の規定により、許可の取消し等必要な措置をとること又は原状回復を命ずること。</p> <p>(12) 第13条ただし書の規定により、原状に回復することが不相当であると認めること。</p>
33 地すべり等防止法	<p>(1) 第16条第1項の規定により、地すべり防止区域に関する調査等のため他人の占有する土地等に立ち入り、又は一時使用すること。</p> <p>(2) 第16条第2項において準用する第6条第2項又は第6項の規定により、土地の占有者等への土地の立入り又は一時使用の通知等をする事。</p> <p>(3) 第18条第1項の規定により、地すべり防止区域内における行為を許可すること。</p> <p>(4) 第20条第2項の規定により、地すべり防止区域内における行為の協議を受けること。</p> <p>(5) 第21条第1項の規定により、許可の取消し等必要な処分を命ずること。</p> <p>(6) 第22条第1項の規定により、地すべり防止施設に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をすること。</p>

	<p>(7) 第23条第1項又は第2項の規定により、地すべり防止施設の改良等必要な措置を命ずること。</p> <p>(8) 第25条の規定により、危険切迫時に居住者に対し立退を指示し、及び管轄警察署長へ通知すること。</p>
34 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<p>(1) 第5条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用をし、同条第2項本文（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の占有者へその旨を通知すること。</p> <p>(2) 第5条第6項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の占有者へ一時使用の通知をしてその意見を聴くこと。</p> <p>(3) 第7条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域内における行為を許可すること。</p> <p>(4) 第7条第3項の規定により、同条第1項に掲げる行為に着手している旨の届出を受理すること。</p> <p>(5) 第7条第4項の規定により、同条第1項に掲げる行為の協議を受けること。</p> <p>(6) 第8条第1項の規定により、許可の取消し等必要な措置を命ずること。</p> <p>(7) 第9条第3項の規定により、土地の所有者等に対して必要な措置を勧告すること。</p> <p>(8) 第11条第1項の規定により、立入検査を行うこと。</p> <p>(9) 第17条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用をすること。</p> <p>(10) 第26条の規定により、土地の所有者等に対し必要な報告を求めること。</p>
35 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則	<p>(1) 第4条の規定により、許可事項の変更を許可すること。</p>
36 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	<p>(1) 第5条第1項の規定により、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。</p> <p>(2) 第10条第1項の規定による特別警戒区域内における特定開発行為の許可の申請について、第16条第1項（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、許可又は不許可の処分をし、第16条第2項の規定により通知すること。</p> <p>(3) 第13条（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、許可に条件を付すること。</p> <p>(4) 第14条第1項の規定により、同項に掲げる行為に着手している旨の届出を受理すること。</p> <p>(5) 第14条第2項の規定により、届出をした者に対して必要な助言又は勧告をすること。</p> <p>(6) 第15条（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、国等からの協議を受けること。</p> <p>(7) 第17条第1項又は第3項の規定により、変更許可をし、又は変更の届出を</p>

	<p>受理すること。</p> <p>(8) 第18条第1項又は第2項の規定により、工事の完了届を受理し、完了検査をし、及び検査済証を交付すること。</p> <p>(9) 第20条の規定による対策工事等の廃止届を受理すること。</p> <p>(10) 第21条第1項の規定により、許可の取消し等必要な措置を命じ、同条第3項の規定により、標識の設置等によりその旨を公示すること。</p> <p>(11) 第22条第1項の規定により、立入検査をすること。</p> <p>(12) 第23条の規定により、土地又は対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。</p> <p>(13) 第26条第1項の規定により、建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物の移転その他必要な措置をとることを勧告すること。</p> <p>(14) 第28条の規定により、緊急調査をすること。</p> <p>(15) 第30条第1項の規定により、緊急調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。</p>
37 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	(1) 第9条第1項の規定により、国の負担金の交付を受ける市町村に対し、災害復旧事業に関して必要な検査をし、報告を求め、又は必要な指示をすること。
38 島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則	<p>(1) 第5条の規定により、実施設計及び変更設計を承認すること。</p> <p>(2) 第6条第1項の規定により、工事着手報告書を受理すること。</p> <p>(3) 第6条第2項の規定により、工事変更報告書を受理すること。</p> <p>(4) 第7条の規定により、工事竣工報告書を受理すること。</p> <p>(5) 第11条の規定により、実施設計又は変更に係る申請を承認すること。</p>
39 都市計画法	<p>(1) 第29条第1項又は第2項の規定により、開発行為（開発審査会の議を経るものを除く。）の許可をすること。</p> <p>(2) 第34条第13号の規定による届出書を受理すること。</p> <p>(3) 第35条の2第1項又は第3項の規定により、変更許可をし、又は変更の届出を受理すること。</p> <p>(4) 第36条第1項又は第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了届を受理し、完了検査をし、及び完了検査済証を交付すること。</p> <p>(5) 第37条の規定により、工事完了公告前の建築物の建築等の着工の承認をすること。</p> <p>(6) 第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止届を受理すること。</p> <p>(7) 第41条第2項ただし書（第34条の2第2項又は第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、建築物の建築を許可すること。</p> <p>(8) 第42条第1項ただし書（同条第2項の規定による国の機関との協議を含む。）の規定により、予定建築物以外の建築物の新築等の許可をすること。</p> <p>(9) 第43条第1項の規定により、開発許可を受けた区域以外の区域における建築物の新築等（開発審査会の議を経るものを除く。）を許可すること（同条第3項の規定による国の機関又は都道府県等との協議を含む。）。</p> <p>(10) 第45条の規定により、開発許可に基づく地位の承継を承認すること。</p> <p>(11) 第46条の規定により、開発登録簿を調製し保管すること。</p> <p>(12) 第47条第5項（第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定</p>

	<p>により、開発登録簿の写しを交付すること。</p> <p>(13) 第53条第1項の規定により、都市計画施設の区域市街地開発事業の施行区域内における建築を許可すること。</p> <p>(14) 第80条第1項の規定により、許可又は承認を受けた者に対して報告若しくは資料の提出を要求し、又は勧告若しくは助言をすること。</p> <p>(15) 第82条第1項の規定により、土地の立入り又は工事の状況の検査をすること。</p>
40 都市計画法施行規則	(1) 第60条の規定により、その計画が都市計画法第29条、第35条の2、第41条から第43条まで又は第53条の規定に適合していることを証明すること。
41 島根県都市計画法施行細則	(1) 第18条の規定により、地位承継届出書を受理すること。
42 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則	<p>(1) 第3条及び第5条の規定による認定をすること。ただし、宅地の造成区域が2以上の県土整備事務所の所管区域にわたるときは、この限りでない（次号から第5号までにおいて同じ。）。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定により、認定書を交付すること。</p> <p>(3) 第4条第2項の規定による通知をすること。</p> <p>(4) 第6条第2項、第9条及び第10条第2項の規定により、証明書を交付すること。</p> <p>(5) 第7条及び第8条の規定による届出書を受理すること。</p>
43 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則	<p>(1) 第4条の規定による認定をすること。ただし、宅地が2以上の県土整備事務所の所管区域にわたるときは、この限りでない（次号及び第3号において同じ。）。</p> <p>(2) 第5条第1項の規定により、認定済証を交付すること。</p> <p>(3) 第5条第2項の規定による通知をすること。</p>
44 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	<p>(1) 第12条第1項の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理</p> <p>(2) 第12条第2項の規定による届出事項の変更の届出の受理</p> <p>(3) 第12条第3項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令</p> <p>(4) 第53条第2項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは質問</p>
45 都市公園法（昭和31年法律第79号）	<p>(1) 第6条第1項又は第3項の規定による占用の許可又は変更許可をすること。</p> <p>(2) 第9条の規定により国等と協議すること。</p> <p>(3) 第10条第2項の規定により必要な指示をすること。</p> <p>(4) 第27条第1項又は第2項の規定により処分をし、又は必要な措置を命ずること。</p>
46 島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）	<p>(1) 第2条ただし書の規定により、正当な理由があると認めること。</p> <p>(2) 第3条第1項第1号から第4号までの規定により、行為の許可又は催しの許可をすること。</p> <p>(3) 第4条第2項ただし書（都市公園法第5条第2項の許可に係るものを除く。）の規定により、占用料等を還付すること。</p> <p>(4) 第4条第3項の規定により、占用料等の減免をすること（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(5) 第5条第1項又は第2項の規定により、処分をし、又は必要な措置を命ず</p>

	ること。
47 土地区画整理法	(1) 第76条第1項から第3項までの規定により土地区画整理事業施行地区区内において建築行為等の許可等を行うこと。
48 島根県営住宅条例	(1) 第64条第2項の規定により、駐車している自動車の移動その他必要な措置を命ずること。
49 租税特別措置法施行規則	(1) 第15条第2項、第17条の2第1項及び第18条第4項に規定する証明を行うこと（所管事業に係るものに限る。）。
50 土地収用法	(1) 第36条第1項及び第2項の規定により、土地調書及び物件調書を作成し、これに署名押印すること。 (2) 第36条の2第2項の規定により、収用し、又は使用しようとする1筆の土地が所在する市町村の長に対して、土地調書及び物件調書の写しを添付した申出書を提出すること。 (3) 第36条の2第5項の規定により、土地所有者及び関係人に対して同条第3項の規定による公告があった旨を通知すること。
51 土地改良法	(1) 第89条の2第2項において準用する第52条第5項前段の規定による会議の招集 (2) 第89条の2第6項の規定による一時利用地の指定並びに従前の土地に係る使用及び収益の停止 (3) 第89条の2第9項の規定による換地処分のお知らせ (4) 第113条の3第1項又は第2項の規定による管轄登記所への届出
52 島根県土地改良財産の処分に関する条例	(1) 第5条の規定により、同条第2号及び第3号に掲げる場合について承認すること。
53 その他の事務	(1) 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地及び国土交通省又は農林水産省所管の国有財産に係る登記の嘱託を行うこと。 (2) 工事の共同施行に関する協議を行うこと及びこれに伴う協定の締結に関すること。 (3) 工事の受託施行に関する協議を行うこと及びこれに伴う契約の締結に関すること。 (4) 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。 (5) 道路の境界確認に関する次に掲げる事務を行うこと。 ア 道路敷地と私有土地との境界を確認すること。 イ 道路敷地に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意を行うこと。 (6) 土地改良法の規定による換地処分に係る登記及びこれに必要な代位登記の嘱託 (7) 土地改良財産の境界確認に関する次に掲げる事務 ア 土地改良財産と隣接する土地との境界の確認 イ 土地改良財産に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意 (8) 県が所有する土地改良財産の改築工事の承認 (9) 災害対策基本法第76条の6第1項の規定による措置（同条第3項の規定により道路管理者が自ら措置をとる場合に限る。）に係る事務を協定、業務委託等により道路管理者以外の者に行わせる場合において、当該道路管理者以

		外の者に対し身分証明書を発行すること。
浜田 河川	1 河川法	(1) 第89条第1項から第3項まで又は第6項の規定により、調査、工事等のための立入り等を行うこと。
総合 開発 事務所	2 河川附帯工事の費用負担 に関する事務取扱規則	(1) 第2条の規定により、工作物の管理者に附帯工事の施行の通知をすること。 (2) 第4条第1項の規定により、附帯工事の施行に関する計画を定め、これを工作物の管理者に通知すること。 (3) 第4条第3項の規定により、附帯工事に要する費用の負担について工作物の管理者と協定を結ぶこと。 (4) 第8条の規定により、工作物の引継ぎをすること。
	3 租税特別措置法施行規則	(1) 第15条第2項及び第17条の2第1項に規定する証明をすること（所管事業に係るものに限る。）。
	4 土地収用法	(1) 第36条第1項及び第2項の規定により、土地調書及び物件調書を作成し、これに署名押印すること。 (2) 第36条の2第2項の規定により、収用し、又は使用しようとする1筆の土地が所在する市町村の長に対して、土地調書及び物件調書の写しを添付した申出書を提出すること。 (3) 第36条の2第5項の規定により、土地所有者及び関係人に対して同条第3項の規定による公告があった旨を通知すること。
	5 その他の事務	(1) 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地に係る登記の嘱託をすること。 (2) 工事の共同施行に関する協議をすること及びこれに伴う協定の締結に関すること。 (3) 工事の受託施行に関する協議をすること及びこれに伴う契約の締結に関すること。 (4) 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。
出雲 空港 管理 事務所	1 租税特別措置法施行規則	(1) 第15条第2項及び第17条の2第1項に規定する証明をすること（所管事業に係るものに限る。）。
	2 土地収用法	(1) 第36条第1項及び第2項の規定により、土地調書及び物件調書を作成し、これに署名押印すること。 (2) 第36条の2第2項の規定により、収用し、又は使用しようとする1筆の土地が所在する市町村の長に対して、土地調書及び物件調書の写しを添付した申出書を提出すること。 (3) 第36条の2第5項の規定により、土地所有者及び関係人に対して同条第3項の規定による公告があった旨を通知すること。
	3 その他の事務	(1) 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地に係る登記の嘱託をすること。 (2) 工事の共同施行に関する協議をすること及びこれに伴う協定の締結に関すること。 (3) 工事の受託施行に関する協議をすること及びこれに伴う契約の締結に関すること。

		(4) 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。
宍道 湖流 域下 水道 管理 事務 所	1 消防法（昭和23年法律第186号）	(1) 第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の選任又は解任の届出をすること。
	2 ダイオキシン類対策特別措置法	(1) 第28条第3項の規定により、測定の結果を報告すること。
	3 電気事業法（昭和39年法律第170号）	(1) 第43条第3項の規定により、主務大臣に電気主任技術者の選任又は解任の届出をすること。
	4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）	(1) 第5条第2項の規定により、主務大臣に排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項の届出をすること。
	5 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）	(1) 第3条の2第2項の規定により、原子力規制委員会に届出事項の変更の届出をすること。
	6 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）	(1) 第39条第3項の規定により、報告書を作成し、原子力規制委員会に提出すること。
	7 道路法	(1) 第32条第2項の規定により、占用の許可を申請すること。 (2) 第32条第3項の規定により、占用の許可の変更を申請すること。
	8 電線共同溝の整備等に関する特別措置法	(1) 第4条第1項の規定により、占用の許可を申請すること。
	9 河川法	(1) 第24条の規定により、占用の許可を申請すること。 (2) 第26条第1項の規定により、工作物の新築等の許可を申請すること。
浜田 港湾 振興 セン ター	1 国有財産法	(1) 第8条第2項の規定により、国土交通省港湾局所管の国有財産（以下この項において「国有財産」という。）のうち普通財産を管理すること。 (2) 第31条の2第1項の規定により、国有財産の調査又は測量を行うため他人の占有する土地に立ち入ること。 (3) 第31条の2第2項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合において、あらかじめ土地の占有者にその旨通知すること。 (4) 第31条の3第1項の規定により、国有財産の隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して境界を確定するための協議を求めること。 (5) 第31条の3第3項の規定により、書面により確定された境界を明らかにすること。 (6) 第31条の4第1項の規定により、国有財産の隣接地の所有者が立会いに応じない場合において、当該隣接地の所在する市の職員の立会いを求めて境界を定めるための調査を行うこと。
	2 島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例	(1) 第4条の規定により、占用料等の全部又は一部を減免すること（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。）。

3 島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則	<p>(1) 第3条の規定により、法定外公共用財産の使用及び収益（国土交通大臣の承認を要するものを除く。）の許可をすること。</p> <p>(2) 第6条の規定により、法定外公共用財産の占用期間の更新を許可すること。</p> <p>(3) 第7条の規定により、第3条又は第6条の許可事項の変更を許可すること。</p> <p>(4) 第8条第1項ただし書又は第2項の規定により、第3条又は第6条の許可に係る権利の譲渡等又は許可を受けた者の地位の承継を許可すること。</p> <p>(5) 第9条の規定により、行為廃止の届出を受理すること。</p> <p>(6) 第10条の規定により、許可の取消し等をし、又は行為の中止等の措置を命ずること（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(7) 第11条第2項の規定により、法定外公共用財産の原状回復等について指示すること。</p>
4 海岸法	<p>(1) 第7条第1項の規定により、海岸保全区域の占用を許可（許可期間の更新の許可を含む。）すること（土木部港湾空港課の所掌に属するものに限る。以下この項において同じ。）。</p> <p>(2) 第8条第1項の規定により、同項各号に掲げる行為を許可すること。</p> <p>(3) 第10条第2項（第37条の8において準用する場合を含む。）及び第13条第2項の規定により、国等からの協議を受けること。</p> <p>(4) 第12条第1項又は第2項の規定により、第1号及び第2号の許可の取消し等の監督処分をすること。</p> <p>(5) 第13条第1項の規定により、工事の設計及び実施計画について承認すること。</p> <p>(6) 第15条の規定により、兼用工作物（道路を兼ねる堤防に限る。第10号において同じ。）の工事等について協議すること。</p> <p>(7) 第16条第1項の規定により、工事原因者に工事の施行等をさせること。</p> <p>(8) 第18条第1項、第2項又は第5項の規定（第37条の8において準用する場合を含む。）により、海岸保全区域に関する調査等のための他人の占有する土地等への立入り又は他人の土地の一時使用の通知等をする事。</p> <p>(9) 第20条第1項の規定により、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告等を求め、又は当該海岸保全施設の立入検査を命ずること。</p> <p>(10) 第30条の規定により、兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。</p> <p>(11) 第35条第1項の規定により、第11条の規定に基づく占用料及び土石採取料を納付しない者に対して督促を行うこと。</p> <p>(12) 第35条第3項の規定により、延滞金を徴収すること。</p> <p>(13) 第38条の2第1項の規定により、第1号及び第2号の許可に条件を付すること。</p>
5 島根県海岸占用料等徴収条例	<p>(1) 第3条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。</p>
6 海岸保全区域の占用等に関する規則	<p>(1) 第5条の規定により、海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用又は行為の許可を受けた者に対し、許可事項の変更について許可すること。</p>

	<p>(2) 第6条の規定により、占用者の氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。</p> <p>(3) 第7条の規定により、工事の着手、しゅん工等の届出を受理すること。</p>
7 砂利採取法	<p>(1) 第16条の規定により、砂利採取計画（土木部港湾空港課の所掌に属するものに限る。）を認可すること（第43条の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第20条第1項の規定により、第16条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。</p> <p>(3) 第20条第2項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの当該認可に係る採取計画について第20条第1項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。</p> <p>(4) 第20条第3項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの第18条第1項第1号又は第2号の事項に変更があった旨の届出を受けること。</p> <p>(5) 第22条の規定により、第16条の認可に係る採取計画に基づいて行われている砂利の採取が第19条に規定する要件に該当することになり、又は該当することとなるおそれがあると認める場合においてはその認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。</p> <p>(6) 第23条第1項の規定により、砂利採取業者に対し砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずること（土木部港湾空港課の所掌に属するものに限る。次号、第11号、第12号及び第15号において同じ。）。</p> <p>(7) 第23条第2項の規定により、第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者又は第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(8) 第24条の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの砂利の採取を廃止した旨の届出を受理すること。</p> <p>(9) 第26条の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずること。</p> <p>(10) 第31条第1項の規定により、第1号及び第2号の認可に条件を付すること。</p> <p>(11) 第33条の規定により、砂利採取業者に対し、その業務に関し報告をさせること。</p> <p>(12) 第34条第2項の規定により、職員に、砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は質問させること。</p> <p>(13) 第36条第3項の規定により、認可の申請等のあった旨及び認可等の処分をした旨を関係市長へ通報すること。</p> <p>(14) 第37条第2項の規定により、市長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置をすること。</p> <p>(15) 第38条第1項の規定により、第26条の規定による命令をしようとするとき</p>

	に、聴聞を行うこと。
8 港湾法	<p>(1) 第34条において準用する第12条第1項第5号の規定により、係留施設を利用する船舶に対し必要な規制を行うこと。</p> <p>(2) 第34条において準用する第12条第1項第5号の2の規定により、出入港船舶から届出を受理すること。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定により、港湾区域等の区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為（第46条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に該当するものを除く。）を許可すること。</p> <p>(4) 第37条第3項の規定により、国等からの協議を受けること（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(5) 第38条の2第1項の規定により、臨港地区内において同項各号に掲げる行為について届出を受理すること。</p> <p>(6) 第38条の2第4項の規定により、届出事項の変更の届出を受理すること。</p> <p>(7) 第38条の2第9項の規定により、国等からの通知を受理すること。</p> <p>(8) 第56条第1項の規定により、指定水域内において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、又は土砂を採取することを許可すること。</p> <p>(9) 第56条の3第1項の規定により、水域において水域施設等を建設し、又は改良しようとする者からの届出を受理すること。</p> <p>(10) 第56条の3第3項の規定により、国等からの通知を受理すること。</p>
9 島根県港湾施設条例	<p>(1) 第3条第1項の規定により、港湾施設の利用を許可すること（港湾法第46条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に該当するもの及び国土交通省港湾局長との協議を要するものを除く。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第3条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(3) 第5条第2項の規定により、使用料を減免すること（浜田港湾振興センター所長の許可に係るものに限る。）。</p> <p>(4) 第8条の規定により、港湾施設の利用許可を取り消し、又は条件を変更すること。</p>
10 島根県港湾施設条例施行規則	<p>(1) 第2条第1項又は第2項の規定により、許可申請書を受理すること。</p> <p>(2) 第2条第4項の規定により、変更許可申請書を受理すること。</p> <p>(3) 第5条の規定により、着手又は完成の届出を受理すること。</p>
11 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例	<p>(1) 第3条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。</p>
12 港湾区域及び港湾隣接地域内の占用等に関する規則	<p>(1) 第4条の規定により、許可申請書を受理すること。</p> <p>(2) 第5条の規定により、変更許可申請書を受理すること。</p> <p>(3) 第6条の規定により、氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。</p> <p>(4) 第7条第2項の規定により、更新許可申請書を受理すること。</p>
13 島根県浜田ポートセンター条例（平成15年島根県条例第52号）	<p>(1) 第3条第1項の規定により、事務室の使用を許可すること。</p> <p>(2) 第3条第4項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(3) 第4条の規定により、事務室の使用の許可を取り消し、許可に付した条件</p>

	<p>を変更し、又は使用の中止を命ずること。</p> <p>(4) 第6条の規定により、使用料を減免すること。</p>
14 島根県浜田ポートセンター条例施行規則（平成15年島根県規則第89号）	<p>(1) 第2条ただし書の規定により、開館時間を延長し、又は短縮すること。</p> <p>(2) 第3条ただし書の規定により、休館日に開館し、又は開館日に休館すること。</p> <p>(3) 第4条の規定により、使用許可申請書を受理すること。</p> <p>(4) 第5条の規定により、使用許可書を交付すること。</p> <p>(5) 第6条第1項の規定により、使用変更許可申請書を受理すること。</p> <p>(6) 第6条第2項の規定により、使用許可書の変更に係る事項を記載して返付すること。</p> <p>(7) 第7条の規定により、使用中止届出書を受理すること。</p> <p>(8) 第9条第1項の規定により、使用料減免申請書を受理すること。</p> <p>(9) 第9条第2項の規定により、使用料減免決定通知書を交付すること。</p> <p>(10) 第10条第2項の規定により、使用料還付請求書を受理すること。</p> <p>(11) 第11条第1項の規定により、使用終了届出書を受理すること。</p> <p>(12) 第11条第2項の規定により、使用終了事前届出書を受理すること。</p> <p>(13) 第12条第5号の規定により、遵守事項を定めること。</p> <p>(14) 第13条の規定により、損壊等の届出を受理し、及び指示すること。</p> <p>(15) 第14条の規定により、必要な事項を定めること。</p>
15 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	<p>(1) 第9条第1項の規定により、国の負担金の交付を受ける市に対し、国土交通省港湾局所管の災害復旧事業に関して必要な検査をし、報告を求め、又は必要な指示をすること。</p>
16 島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則	<p>(1) 第5条の規定により、実施設計及び変更設計を承認すること（国土交通省港湾局所管事業に限る。以下この項において同じ。）。</p> <p>(2) 第6条第1項の規定により、工事着手報告書を受理すること。</p> <p>(3) 第6条第2項の規定により、工事変更報告書を受理すること。</p> <p>(4) 第7条の規定により、工事竣工報告書を受理すること。</p> <p>(5) 第11条の規定により、実施設計又は変更に係る申請を承認すること。</p>
17 租税特別措置法施行規則	<p>(1) 第15条第2項に規定する証明をすること（所管事業に係るものに限る。）。</p>
18 土地収用法	<p>(1) 第36条第1項及び第2項の規定により、土地調書及び物件調書を作成し、これに署名押印すること。</p> <p>(2) 第36条の2第2項の規定により、収用し、又は使用しようとする1筆の土地が所在する市の長に対して、土地調書及び物件調書の写しを添付した申出書を提出すること。</p> <p>(3) 第36条の2第5項の規定により、土地所有者及び関係人に対して同条第3項の規定による公告があった旨を通知すること。</p>
19 その他の事務	<p>(1) 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地及び国土交通省所管の国有財産に係る登記の嘱託をすること。</p> <p>(2) 工事の共同施行に関する協議をすること及びこれに伴う協定の締結に関すること。</p> <p>(3) 工事の受託施行に関する協議をすること及びこれに伴う契約の締結に関すること。</p>

		ること。 (4) 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。
--	--	--

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。